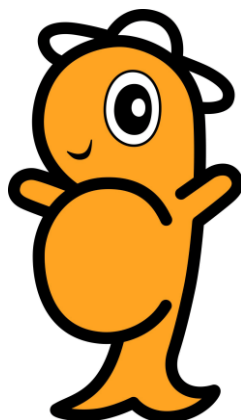


# 野田村総合計画

(令和8年度～令和17年度)

ひとがつながり  
みんなで創るミライ



[分冊版]

令和8年3月  
岩手県野田村

# 野 田 村 総 合 計 画

## — 【分冊版】目 次 —

### 第1編 総論

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画期間	3
第2章 野田村の概況	4
第1節 自然的条件	4
第2節 歴史的条件	4
第3節 地理的条件	4

### 第2編 基本構想

第1章 野田村の将来像	5
第1節 将来像	5
第2節 計画の主要な指標	5
第2章 施策の大綱	7
基本目標1 産業振興による地域活力の増進をめざして	7
基本目標2 ふるさとを愛し、夢と希望をもって、 未来をたくましく創造する人づくりをめざして	8
基本目標3 誰もが安心して暮らせる社会福祉をめざして	9
基本目標4 魅力ある生活基盤をめざして	10
基本目標5 安全で安心できる住みよいむらをめざして	11
基本目標6 住民と行政の連携による持続可能なむらをめざして	12

### 第3編 前期基本計画

基本目標1 産業振興による地域活力の増進をめざして	14
基本施策1 農業の振興	14
基本施策2 林業の振興	15
基本施策3 水産業の振興	17
基本施策4 商工業の振興	18
基本施策5 観光の振興	20
基本施策6 雇用対策の充実	23
基本目標2 ふるさとを愛し、夢と希望をもって、 未来をたくましく創造する人づくりをめざして	24
基本施策1 学校教育の充実	24

基本施策 2	生涯学習・生涯スポーツの振興	26
基本施策 3	学びの環境づくり	28
<b>基本目標 3</b>	<b>誰もが安心して暮らせる社会福祉をめざして</b>	<b>30</b>
基本施策 1	地域福祉の充実	30
基本施策 2	子ども・子育て支援の充実	31
基本施策 3	高齢者福祉の充実	32
基本施策 4	障がい者（児）福祉の充実	33
基本施策 5	社会保障の充実	35
基本施策 6	保健体制の充実	37
基本施策 7	医療体制の充実	39
<b>基本目標 4</b>	<b>魅力ある生活基盤をめざして</b>	<b>40</b>
基本施策 1	適正な土地の利用と村土の保全	40
基本施策 2	公共交通の充実	42
基本施策 3	住宅・住環境の整備	43
基本施策 4	水資源の確保と水道の整備	44
基本施策 5	下水道の整備	45
基本施策 6	道路網・道路環境の整備	47
基本施策 7	地域情報化の充実	49
<b>基本目標 5</b>	<b>安全で安心できる住みよいむらをめざして</b>	<b>50</b>
基本施策 1	消防・救急体制の強化	50
基本施策 2	防災体制の強化	51
基本施策 3	震災伝承の充実	52
基本施策 4	自然環境の保全と活用	53
基本施策 5	環境衛生の充実	54
基本施策 6	地域安全の推進	56
<b>基本目標 6</b>	<b>住民と行政の連携による</b>	
	<b>持続可能なむらをめざして</b>	<b>58</b>
基本施策 1	住民参画の推進	58
基本施策 2	行政サービスの充実	59
基本施策 3	健全な財政運営	61
基本施策 4	広域連携の推進	62
基本施策 5	地方創生の推進	62
基本施策 6	交流活動の充実	63

## 第4編 前期主要事業計画

<b>基本目標 1</b>	<b>産業振興による地域活力の増進をめざして</b>	<b>65</b>
第1節	目標指標	65
第2節	主要事業計画一覧	65
<b>基本目標 2</b>	<b>ふるさとを愛し、夢と希望をもって、</b>	
	<b>未来をたくましく創造する人づくりをめざして</b>	<b>69</b>

第1節	目標指標	69
第2節	主要事業計画一覧	69
<u>基本目標3 誰もが安心して暮らせる社会福祉をめざして</u>		<u>73</u>
第1節	目標指標	73
第2節	主要事業計画一覧	73
<u>基本目標4 魅力ある生活基盤をめざして</u>		<u>78</u>
第1節	目標指標	78
第2節	主要事業計画一覧	78
<u>基本目標5 安全で安心できる住みよいむらをめざして</u>		<u>81</u>
第1節	目標指標	81
第2節	主要事業計画一覧	82
<u>基本目標6 住民と行政の連携による</u>		
<u>持続可能なむらをめざして</u>		<u>85</u>
第1節	目標指標	85
第2節	主要事業計画一覧	85

※ 本文中にある略称は、その適用範囲を編ごととしている。

# 第1編

## 総論

### 計画期間

基本構想（10年間）

前期基本計画（5年間）  
（令和8年度～令和12年度）

後期基本計画（5年間）  
（令和13年度～令和17年度）

前期主要事業計画（5年間）  
（令和8年度～令和12年度）

後期主要事業計画（5年間）  
（令和13年度～令和17年度）

# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画策定の趣旨

平成28年度に策定した「野田村総合計画」（以下「本計画」という。）は、甚大な被害を受けた東日本大震災からの復興を目指した「野田村東日本大震災津波復興計画」を継承するとともに、野田村の将来像である『「やりがい」と「生きがい」を実感でき、住んでいることを誇りに思えるむら』の実現に向け、結と協働のむらづくりに取り組んできたところである。

また、「野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「村総合戦略」という。）に基づき、人口減少をゆるやかにしながら、本村の将来像の実現に向けて取り組むことが今後ますます重要となっていく。

さらに、平成28年台風第10号、令和元年東日本台風（台風第19号）等の大規模な自然災害も発生しており、「野田村国土強靱化地域計画」（以下「村国土強靱化計画」という。）に基づき、より一層の防災・減災対策を強化していく必要がある。

現行の本計画の計画期間が令和7年度をもって満了することや、本村を取り巻く国内外の社会・経済情勢、少子高齢化、産業振興、地域コミュニティの活性化等の多様な地域課題に的確に対応し、行政運営の基本方針とするため、村総合戦略及び村国土強靱化計画と足並みを揃えながら、本村の上位計画として、令和17年度を目標年次とした本計画を策定するものである。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、本村の上位計画として位置づけられ、同じく上位計画である村総合戦略及び村国土強靱化計画とともに、本村のその他計画及び全ての施策の基本方針となるものであり、毎年度の予算編成の指針となるものである。

本計画は、「基本構想」「基本計画」「主要事業計画」の3編で構成している。

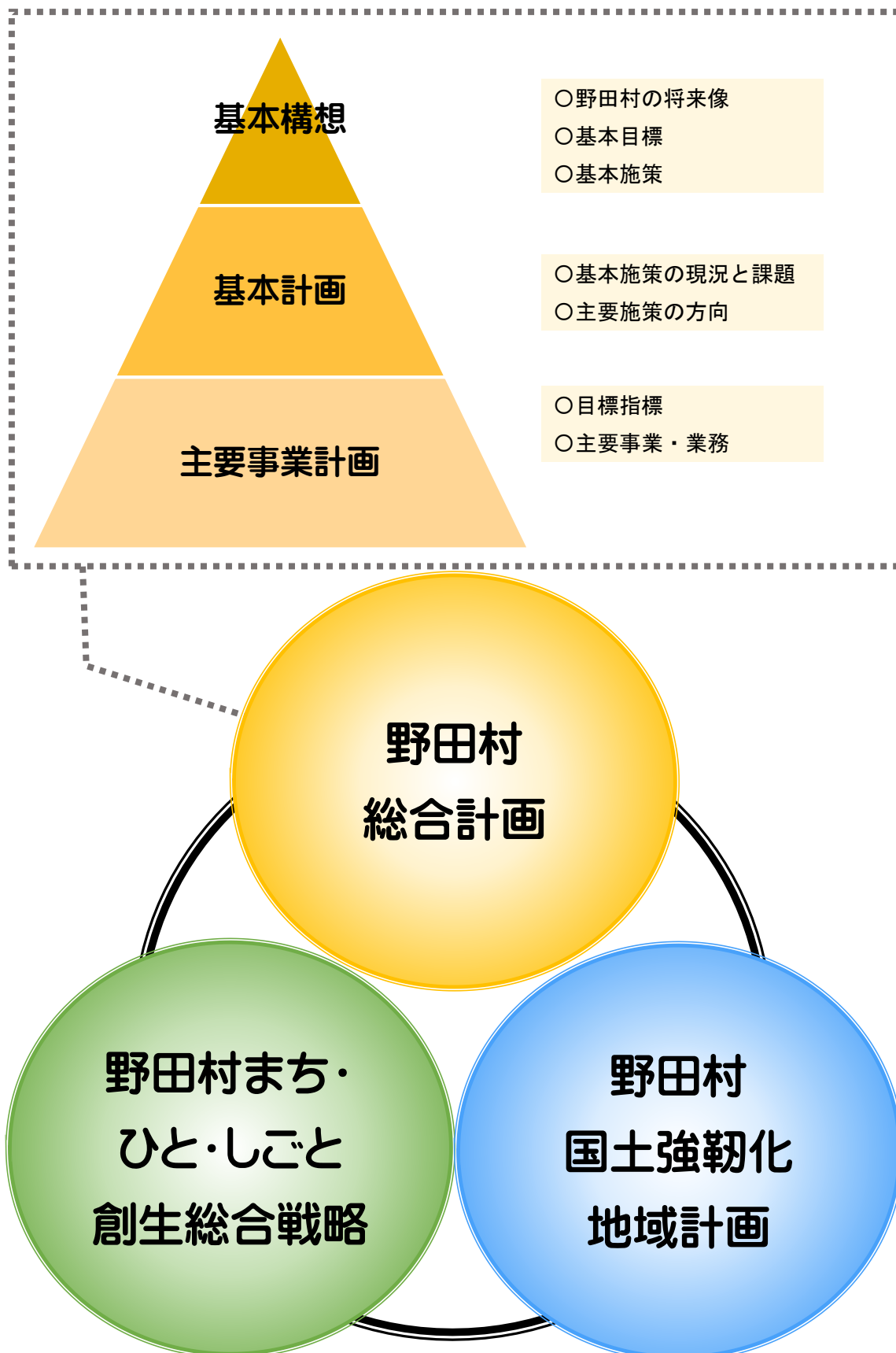
基本構想では、本計画の土台として、長期的な見通しに基づき、「野田村の将来像」を掲げ、それを実現するための「基本目標」及び「基本施策」を定めることで、結と協働のむらづくりの基本的な方向及び考え方を示している。

基本計画では、基本施策の「現状と課題」を明らかにし、それを達成・克服するための「主要施策の方向」を分野別に体系化することで、より具体的な事業・業務を展開するための基本的な指針を示している。

主要事業計画では、主要施策の方向から展開された5年ごとの主要な事業・業務を一覧にし、計画的に行政運営していくことを示している。

また、基本施策の具体的な達成度合いを測るための「目標指標」を定めることで、見直しの評価基準を示している。

<図表1 計画の位置づけ>



### 第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度まで（2026年4月から2036年3月まで）の10年間とする。そのうち基本計画及び主要事業計画は、計画期間を5年間とする。令和8年度から令和12年度まで（2026年4月から2031年3月まで）を前期基本計画及び前期主要事業計画とし、令和13年度から令和17年度まで（2031年4月から2036年3月まで）を後期基本計画及び後期主要事業計画とする。

<図表2 計画期間>

計 画 期 間		令和8年度	令和12年度	令和13年度	令和17年度
総野 合 田 計 画 村	基 本 構 想				
	基 本 計 画				
	主 要 事 業 計 画				
野 田 村 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 総 合 戦 略					
野 田 村 国 土 強 韌 化 地 域 計 画					

## 第2章 野田村の概況

### 第1節 自然的条件

本村は、岩手県の北東部、北上山地の沿岸部にあり、北部及び西部は久慈市と接し、南部は普代村及び岩泉町に接し、東部は太平洋に面した東西11.3km、南北13.8km、総面積80.80km<sup>2</sup>の村である。

気候は、夏季に海流の影響によるヤマセ（冷たく湿った東よりの風）が発生し、冷涼湿潤な地帯であるが、冬季は比較的温暖である。

降水量は、年間平均1,000mmの少雨域で、積雪量も比較的少ないが、春先に大雪をみることがある。

### 第2節 歴史的条件

本村の各地で縄文時代から平安時代にかけての遺跡が多く発見されており、古くから集落が形成されていたことが伺われる。

また、古代から中世にかけて製鉄が行われていた跡も確認されている。

藩政時代には、塩、砂鉄及び海産物の産地として栄え、「塩の道」を通じて盛岡などの内陸部や各地域との交流も盛んに行われていた。

明治維新後は、九戸県、八戸県、三戸県、江刺県及び盛岡県と変遷をたどり、明治5年には岩手県に編入、同22年の市町村制の実施に際し、野田、玉川両村が合併して野田村となった。以来、今日に至っている。

### 第3節 地理的条件

本村は、久慈地区広域市町村圏の南に位置し、村内には国道45号と三陸鉄道リアス線が並走しており、南北方向の交通路が整備されている。

さらに、三陸沿岸道路野田インターチェンジが整備され、各主要都市へのアクセスが改善している。

主要都市への距離及び車での所要時間は、県庁所在地の盛岡市まで約150km（約2時間10分）、北東北沿岸部の中核都市である青森県八戸市まで約65km（約1時間05分）、経済圏を一つにする久慈市までは約10km（約15分）、東北新幹線を利用する際の最寄り駅となる二戸市までは約65km（約1時間15分）である。



# 第2編

# 基本構想

(令和8年度～令和17年度)

## 計画期間

基本構想 (10年間)

前期基本計画 (5年間)  
(令和8年度～令和12年度)

後期基本計画 (5年間)  
(令和13年度～令和17年度)

前期主要事業計画 (5年間)  
(令和8年度～令和12年度)

後期主要事業計画 (5年間)  
(令和13年度～令和17年度)

# 第1章 野田村の将来像

## 第1節 将来像

本村の将来像を『「やりがい」と「生きがい」を実感でき、住んでいることを誇りに思えるむら』とし、これを実現するための基本目標として次の6つを掲げる。

### 基本目標1 産業振興による地域活力の増進をめざして

農林水産業、商工業及び観光の振興を進め、地域活力のあるむらを実現する。

### 基本目標2 ふるさとを愛し、夢と希望をもって、

#### 未来をたくましく創造する人づくりをめざして

村を愛し、新たな社会を創造する人づくりと、住民がやりがいと生きがいを実感しながら豊かに生活できるむらを実現する。

### 基本目標3 誰もが安心して暮らせる社会福祉をめざして

全ての住民が、ライフステージや心身の状況に応じて、豊かに過ごすことのできるむらを実現する。

### 基本目標4 魅力ある生活基盤をめざして

人々が安全に暮らし、快適で利便性の高い活動する場を提供するむらを実現する。

### 基本目標5 安全で安心できる住みよいむらをめざして

住民の生命と財産が安全に確保され、快適で安らぎのある生活環境のむらを実現する。

### 基本目標6 住民と行政の連携による持続可能なむらをめざして

住民ニーズを把握しながら、有効で効率的な行財政運営に努め、持続可能なむらを実現する。

## 第2節 計画の主要な指標

令和17年度までの本村の人口、産業3分類別就業者数は、おおむね次のようになるものと想定される。

### 1 人口（表1）

#### (1) 総人口

本村においては、生産年齢人口（15-64歳）の進学、就職、結婚による近隣都市への流出、晩婚化・未婚化の進展等により、今後より一層の人口の減少が進むことが予測されている。就業機会の確保、生活環境の整備をはじめとした定住促進策の推進等の各般の施策を展開することにより人口減少をゆるやかにし、令和17年度における目標を3,400人程度とする。

#### (2) 年齢階層別人口

地方創生を推進し、人口流出の抑制及び流入につながる各種施策の展開により、令和17年の目標年齢階層別人口を、年少人口（0-14歳人口）は320人程度、生産年齢人口（15-64歳人口）は1,530人程度、老年人口（65歳以上人口）は1,560人程度と設定する。

## 2 産業3分類別就業者数（表2）

就業者数の総数は、生産年齢人口の減少に比例してゆるやかに減少し、令和17年の目標就業者数は1,500人程度になることが見込まれる。産業分類別就業者数についても、第1次産業、第2次産業及び第3次産業はいずれもゆるやかに減少すると見込まれる。

## 3 村民所得（表3）

村民所得については減少するものの、官公庁、民間事業者等による定年延長、第1次産業における高齢者の就業者数等を加味すると、令和17年の目標村民所得（人口1人当たり）は令和2年と同水準である2,500千円程度になることが見込まれる。

表1－人口の将来展望

単位：人、（％）

区 分		令和2年	令和7年	令和12年 （中間年次）	令和17年 （目標年次）
総人口		3,936	3,836	3,622	3,415
年齢別 人口	0～14歳	429 (10.9)	411 (10.7)	373 (10.3)	324 (9.4)
	15～64歳	1,989 (50.5)	1,837 (47.9)	1,673 (46.2)	1,530 (44.8)
	65歳以上	1,513 (38.5)	1,588 (41.4)	1,576 (43.5)	1,561 (45.7)

資料／国勢調査、野田村住民基本台帳

※ 令和2年は国勢調査人口、令和7年は住民基本台帳人口、令和12、17年は令和7年からの推計人口である。

※ 令和2年の年齢別人口に年齢不詳（5人）は含まれていない。

表2－就業者数の見通し

単位：人、（％）

区 分		平成27年 （参考年次）	令和2年 （基準年次）	令和7年 （現在年次）	令和12年 （中間年次）	令和17年 （目標年次）
就業者数		1,986	1,942	1,789	1,630	1,490
	第1次産業	298 (15.0)	280 (14.4)	258 (14.4)	235 (14.4)	214 (14.4)
	第2次産業	600 (30.3)	550 (28.3)	506 (28.3)	461 (28.3)	422 (28.3)
	第3次産業	1,085 (54.7)	1,112 (57.3)	1,025 (57.3)	934 (57.3)	854 (57.3)

資料／国勢調査、総務課

※ 平成27年、令和2年は国勢調査人口、令和7年、12年、17年は推計人口である。

表3－村民所得

単位：千円

区 分	平成22年 （参考年次）	平成27年 （参考年次）	令和2年 （基準年次）	令和7年 （現在年次）	令和12年 （中間年次）	令和17年 （目標年次）
人口1人当たり 村民所得	1,689	2,935	2,518	2,381	2,400	2,500

資料／市町村村民経済計算、野田村村勢要覧

※ 平成22年、27年、令和2年は市町村村民経済計算、令和7年、12年、17年は推計所得である。

## 第2章 施策の大綱

### 基本目標1 産業振興による地域活力の増進をめざして

#### 1 基本方針

産業は、地域活力の原動力であることから、農林水産業・商工業の振興を進める。  
また、本村の自然環境や地域資源を活用した観光の振興を進める。

#### 2 基本施策

##### (1) 農業の振興

機械作業に対応した基盤整備や機械導入・施設整備による省力化・効率化を進めるとともに、担い手農業者の育成、新規参入者の支援を図る。

また、産地直売及び加工・販売までの6次産業化により、農業所得の向上を図る。

##### (2) 林業の振興

適正な森林の保全など、森林整備を推進するとともに、近年増加している鳥獣被害への対策の充実を図る。

また、特用林産物の生産振興を推進する。

##### (3) 水産業の振興

つくり育てる漁業や適正な漁場の管理を促進し、生産量の増大を図るとともに、漁業団体及び漁業者と連携し質の高い水産物の生産に取り組む。

また、養殖漁業の振興、新品目の導入及び増養殖の推進を図る。

さらに、就漁者の確保、販路の拡大等の総合的な施策を推進する。

##### (4) 商工業の振興

商業団体と連携してまちなかの賑わいを創出するとともに、消費者の多様化する需要動向に対応した経営改善などの支援に努める。

また、就業機会を拡大し若年層の地元定着を図るため、地域資源を活用した地場産品の商品開発やPR及び販路拡大に対する支援に努める。

さらに、空き地空き店舗等の活用による街のにぎわいづくり支援を図る。

##### (5) 観光の振興

恵まれた自然環境を生かした観光・レジャー資源、歴史・文化、郷土食等の活用促進を図るとともに、時代の変化に即した手法を取り入れ、魅力の発信にも努める。

また、観光需要や来村動機の定着を念頭に、交流の創出や深化を図り、それらがコンテンツ※の磨き上げ、特産品開発等とも有機的に連動する本村らしい観光振興を図る。

##### ※コンテンツ

メディアを通して伝えられる情報の内容、中身のこと。具体的には、文章、画像、動画、音声等のさまざまな形式で表現される情報が含まれる。

##### (6) 雇用対策の充実

雇用の確保を図るため、農林水産物など地域資源を生かした新たな雇用の創出及び

雇入れに対する支援により常用雇用の拡大に努める。

また、学校と連携したキャリア教育等により若者の雇用定着を推進する。

## 基本目標2 ふるさとを愛し、夢と希望をもって、未来をたくましく 創造する人づくりをめざして

### 1 基本方針

生まれ育った野田村を愛し、自ら将来に大きな夢と希望をもつとともに、住民の笑顔が輝く新たな社会（未来）を創造する、志の高い人づくりを目指していく。

そのために、学校教育では、地域学習・復興教育を重点とするとともに、バランスのとれた「生きる力」を身につけ、安全・安心で充実した学校生活を送ることができるよう、小・中学校を力強く支援していく。

また、住民が「いつでも、どこでも、だれでも」生涯学習や生涯スポーツに取り組むことができ、やりがいと生きがいを実感しながら豊かに生活することができるよう、様々な環境づくりを着実に推進していく。

### 2 基本施策

#### (1) 学校教育の充実

学校教育は、豊かな人間を形成する基礎となる重要なものであり、小・中学校とも学習指導要領で示されている「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性等」の「確かな学力」、お互いが協調し思いやることができる「豊かな心」、たくましく生きるための「健やかな体」、これらの知・徳・体を総合的に兼ね備えた「生きる力」をもつ児童生徒の育成を目指す。

また、「地域学習・復興教育」を本村の学校教育の根幹に据え、東日本大震災大津波で学んだ教訓を学校教育に生かし、未来をたくましく創造する児童生徒の育成を目指す。

#### (2) 生涯学習・生涯スポーツの振興

長寿社会など様々な社会情勢の変化を背景に、生涯学習の重要性が一層高まっている近年、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化に向け、社会教育事業をはじめとした、読書活動の推進、芸術文化の振興、生涯スポーツの普及推進等の各種事業を推進する。

#### (3) 学びの環境づくり

住民が相互に連携し協力し合いながら、学校や家庭、地域の教育力の向上に努めるとともに、安全・安心で快適な学習環境のもとで、それぞれの年代の学びを豊かに達成できるよう、地域学校協働本部事業、学校運営協議会等の組織活動を推進するほか、校舎の適切な維持管理、進学支援としての育英制度の充実、インクルーシブ\*な教育の推進等の良好な学びの環境づくりを目指す。

※インクルーシブ

「包括的なさま」や「全てを包み込むこと」を意味する言葉。多様性を尊重し、あらゆる人を排除することなく、個々の特性や価値観を認め、受け入れ、支え合う姿勢を指す。

## 基本目標3 誰もが安心して暮らせる社会福祉をめざして

### 1 基本方針

急速な少子高齢社会の進展や厳しい経済環境の中において、地域で暮らす人々が互いに助け合い、多様なサービスや地域環境形成による支援を受けながら、子どもから高齢者まで、健常者も障がい者も全ての住民が、ライフステージや心身の状況に応じて、豊かに過ごすことのできる環境づくりを推進する。

### 2 基本施策

#### (1) 地域福祉の充実

福祉へのニーズの多様化に対応するため、関係機関と連携し、地域社会全体で支え合う広がりのある福祉環境づくりを推進する。

#### (2) 子ども・子育て支援の充実

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、地域で支える子育て世代にやさしい環境づくりの充実のため、保育所及び放課後児童クラブの適正配置並びに保育料の無償化、子どもの医療費助成事業等の子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。

#### (3) 高齢者福祉の充実

高齢者福祉サービス環境の充実のため関係機関と連携を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう、介護・生活支援・介護予防事業に取り組む。

#### (4) 障がい者（児）福祉の充実

ノーマライゼーション※の理念に基づき、障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活支援に取り組むとともに、広域的なサービス提供体制の確保を図る。

※ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方

#### (5) 社会保障の充実

国民健康保険については、財政の健全化と円滑な制度運営を図るため、被保険者及び住民に対し制度の理解・啓発を促し、適正な運用に努める。

また、特定健診を軸とし、適正受診による医療費の適正化、健康づくりへの取組などの促進に努める。

介護保険については、久慈広域連合と連携して、最適なサービスが提供されるよう、希望を把握の上、相談からサービス提供まで各関係機関と調整して取り組む。

国民年金については、社会保障制度を支える不可欠なものであることから、制度の理解を深め、無年金者の発生を防ぐため、より一層の啓発活動に努める。

(6) 保健体制の推進

保健需要の増大及び多様化に対応し、各種健康診断・がん検診、相談、訪問体制の充実等の質の高い健康づくり機運の醸成に取り組む。

(7) 医療体制の充実

野田村保健センターと医療機関の連携のもと、全ての住民が健やかで安心して暮らせるよう、総合的で包括的な地域医療体制の充実に努める。

## **基本目標4 魅力ある生活基盤をめざして**

### **1 基本方針**

限りある土地・資源の有効活用、生活基盤の整備・活用等を通じて、人々が安全に暮らし、活動する場としての快適・利便性のより一層の向上に努める。

### **2 基本施策**

(1) 適正な土地の利用と村土の保全

限られた資源である土地の秩序ある計画的な利用を促進し、自然環境の保全などに努めるため、国土利用計画法に基づく適正な土地利用を進める。

また、本村の豊かで良好な環境の保全のため、治山・治水施設の総合的な防災対策と併せて河川改修や海岸保全施設の整備に努める。

(2) 公共交通の充実

高齢者などの交通弱者、通勤、通学、通院等の利便性を図るため、村営バスについて民間交通機関と相互の運行時間の調整を行い、快適で効率的な運行に努める。

(3) 住宅・住環境の整備

「野田村公営住宅等長寿命化計画」に基づく計画的な改修を行うなど既存住宅の維持管理を適切に行うとともに、移住・定住対策の充実を図る。

また、空き家対策については、官民連携の上、総合的かつ計画的に進める。

(4) 水資源の確保と水道の整備

下水道などの整備や産業経済活動の活発化による水需要の増加に対応するため、安定的な水資源の確保を図るとともに水の有効利用及び有限性に対する意識の高揚に努める。

また、住民の快適な生活を支える安全な水を安定的に供給するため、計画的な水道施設の維持管理等を行うとともに、災害に強い水道施設の確立及び水質の安全性の確保に努める。

(5) 下水道の整備

快適で衛生的な生活や良好な居住環境を確保するため、公共下水道の計画的な維持管理等に努める。

また、浄化槽設置など、地理的条件を踏まえた効果的・効率的な下水処理環境の充実に努める。

(6) 道路網・道路環境の整備

幹線道路網の整備促進に係る要望活動を行うとともに、道路施設などの適正な維持管理を行い、住民の安全・安心と地域の活性化につながる道路の整備に努める。

(7) 地域情報化の充実

さまざまな情報の受発信と交流により住民の自主的なむらづくり活動が促進されるよう、高度情報基盤の適切な運用・管理に努め、学校教育及び生涯学習を通じた住民の情報活用能力の向上を図る。

また、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）※により行政サービスや業務プロセスを改善し、住民の利便性を高めるなど、総合的に地域情報化を充実させる。

※自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）

地方自治体がデジタル技術を活用して、行政サービスの質を向上させ、業務を効率化する取組のこと。

## 基本目標5 安全で安心できる住みよいむらをめざして

### 1 基本方針

快適で安らぎのある生活環境の実現のため、住民の生命と財産が安全に確保されるよう努める。

また、豊かな自然環境を保全・活用し、地球規模で叫ばれている環境問題に対し、さまざまな観点から取り組む。

### 2 基本施策

(1) 消防・救急体制の強化

住民が安心して生活できる環境を構築するため、消防団員の確保等の消防体制の充実及び消防車両、資機材、防火水槽等の消防施設の計画的な整備を進め、消防力の充実に努める。

また、救急資機材の整備など、救急体制の充実に努める。

(2) 防災体制の強化

「野田村国土強靱化地域計画」に基づく安全・安心なむらづくりを推進するとともに、「野田村地域防災計画」や「防災マップ」の随時見直し、自助・共助・公助による連携を推進し、地域の実状に応じた防災体制の充実に努める。

また、高齢化率の上昇などを踏まえて要配慮者の防災力の向上に努め、誰もが助かる社会の構築を目指す。

### (3) 震災伝承の充実

東日本大震災の記録や記憶を風化させないため、震災伝承施設等の維持管理、人材育成等を行い、後世へ永く継承されるよう各種施策を推進する。

### (4) 自然環境の保全と活用

歴史や文化、人々の暮らしを育んできた地域の自然環境について理解を深め、イベントやさまざまな学習機会を通して、本村への愛着醸成、質の高い情報の発信等の活用策の充実に努める。

また、緑の保全及び緑化に対する意識の高揚を図り、花と緑に囲まれた美しい環境づくりを推進する。

さらに、豊かな自然の中でスポーツやレクリエーションが楽しめるとともに、防災機能を備えた公園・緑地を官民協働で維持管理することで、健康増進と安らぎを提供する緑地空間の確保を図る。

### (5) 環境衛生の充実

資源ごみのより一層の分別収集の推進など、ごみに関わる環境の充実に努めるとともに、再生可能エネルギーの活用など、総合的な省資源及び省エネルギー対策を進める。

また、生活空間を取りまく身近な汚染への対応と環境浄化に対する意識の啓発を行い、良好な環境保全に努める。

### (6) 地域安全の推進

交通安全については、交通安全施設を充実するとともに、交通安全教育、交通指導員等による街頭指導を推進する。

また、各季の交通安全運動をつうじて、交通安全思想の普及啓発に努める。

防犯活動については、推進体制の強化に努めるとともに、社会情勢及び地域の実状に応じた活動を推進する。

消費者の保護については、消費生活相談の充実、意識啓発活動等を通して、保護の充実に努める。

## **基本目標6 住民と行政の連携による持続可能なむらをめざして**

### **1 基本方針**

複雑・多様化する住民ニーズの把握に努めながら、限られた財源の有効活用、効率性等を踏まえた行政運営に努める。

また、地方分権の進展に伴う事務機能の充実、人材の育成、住民参加の充実、行政サービスの広域化への対応等に努める。

## 2 基本施策

### (1) 住民参画の推進

場づくり、導線づくり等による住民コミュニティの醸成に努めるとともに、町内会をはじめとした住民組織や世代間交流など様々なコミュニティ機能の支援を図ることで、住民の自主的・自発的な活動の促進及び障がい者をはじめ多様な住民参画の充実による協働のむらづくりを推進する。

また、個人情報保護に配慮し、各種広報媒体を活用した情報提供に努める。

### (2) 行政サービスの充実

持続可能な行政サービスを提供していくため、合理的な行政組織の確立を図るとともに、複雑多様化する行政事務を効率的に処理するため、自治体DXの推進、事務手続きの簡素化等の事務事業の改善に努める。

また、住民ニーズの多様化に対応できるよう職員研修などによる人材育成を推進し、職員の資質の向上を図る。

### (3) 健全な財政運営

長期的な展望の基に健全財政を推進し、増大する行政需要に対応するため、有効な補助制度の活用、事務事業の効率化及び必要経費の見直しによる財源の確保に努め、行政施策の重点的かつ効果的な推進に努める。

また、公的施設や公共空間の活用充実を含めた、村有財産の活用検討による財政運営の改善を進める。

### (4) 広域連携の推進

構成市町村との連携を強化し、社会的需要に対応した施策事業の展開や処理など、圏域の一体的な振興発展に努める。

### (5) 地方創生の推進

少子高齢化社会の進行による人口減少をゆるやかにし、本村が持続できる人口規模を目指した「野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく各種施策を推進する。

### (6) 交流活動の充実

さまざまな交流をつうじて心を通わせる中で、互いの文化や資源を与えあい、相互に発展する地域づくりに取り組むとともに、地域振興に資するコミュニティの醸成を図る。

# 第3編

# 前期基本計画

(令和8年度～令和12年度)

## 計画期間

基本構想 (10年間)

前期基本計画 (5年間)  
(令和8年度～令和12年度)

後期基本計画 (5年間)  
(令和13年度～令和17年度)

前期主要事業計画 (5年間)  
(令和8年度～令和12年度)

後期主要事業計画 (5年間)  
(令和13年度～令和17年度)

# 基本目標 1 産業振興による地域活力の増進をめざして

## 基本施策 1 農業の振興

### 1 現況と課題

- (1) 農業従事者の高齢化及び担い手の減少が進んでおり、後継者や新規就農者の確保が重要課題となっている。

久慈広域管内の関係機関と連携し、新規就農のための各種事業の実施及び就農イベントでの募集活動を継続するとともに、今後は、就農後の安定した生活のための環境づくりが必要である。

- (2) 中山間地域等直接支払制度には3地域が、多面的機能支払制度には7農地保全会が取り組み、農業生産活動及び農地保全に努めている。

- (3) 根井和野平地区の畑地かんがい施設について、国及び岩手県と連携して長寿命化のための調査、工事等を検討し、実施していく。

- (4) 農作物の振興については、地域計画実践支援事業等による施設整備補助や価格安定対策事業による支援を行っている。

今後は、認定農業者等に限らず、兼業又は小規模農家も含めた支援策の検討が必要である。

- (5) 畜産の振興については、価格安定対策事業による支援を行っている。

また、関係機関と連携を図り、家畜伝染病の防疫に努めている。

- (6) 三陸沿岸道路野田インターチェンジ付近に整備した交流物産等複合施設（以下「道の駅のだ」という。）を拠点とした地域の魅力発信を行う必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
1-1 農業の振興	(1) 活力ある農業の展開
	(2) 農業生産環境の充実

### 3 主要施策の方向

#### (1) 活力ある農業の展開

- ① 新規就農者・後継者の確保及び将来に向けた担い手の育成を図る。
- ② 中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度に取り組む団体へ支援を行うとともに、新規拡充の取組の掘り起こしを行い、農地や水路等の地域資源の適切な保全管理を推進する。
- ③ 経営所得安定対策制度の周知を図り、農家収入の安定に向けた取組を推進する。
- ④ 関係機関と連携し、地域に合った収益性の高い作物を検討し、その導入に向けた取組を支援するとともに、村内外のイベント等での地場産農畜産物の活用及びPR活動を支援する。
- ⑤ 道の駅のだを拠点とした地域の魅力発信を支援する。
- ⑥ 地場産農畜産物の活用や技術研究、消費者との交流等を行う村内農業者グループ

の活動を支援する。

- ⑦ 新規就農者の確保・育成のため、補助事業等の活用による支援を行い、後継者・担い手不足の解消に努める。

## (2) 農業生産環境の充実

- ① 農業関連施設、設備等の効果的な活用を図るため、関係機関、生産者等と連携し、担い手が農地を集積・集約しやすい環境を整備する。
- ② 農産物の生産については、種苗の確保及び資機材の購入に対する助成を行う。また、兼業農家や小規模経営農家の支援を図る。
- ③ 振興作目を中心とした生産に取り組む農家の作業の効率化及び省力化に向けた取組を支援する。
- ④ 山ぶどう、カモミール等の地域の特産品になりうる作物の定着化及び安定生産のための支援を検討する。

表 1 一年齢別農業就業者数

単位：人、%

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	人 数	割 合	人 数	割 合	人 数	割 合	人 数	割 合
16～29歳	11	2.8	8	2.6	1	0.5	3	2.3
30～49歳	42	10.6	22	7.3	14	6.5	10	7.6
50～69歳	161	40.5	118	38.8	74	34.4	43	32.8
70歳～	183	46.1	156	51.3	126	58.6	75	57.3
合 計	397	100.0	304	100.0	215	100.0	131	100.0

資料／農林業センサス（各年2月1日時点）

表 2 一経営耕地面積の状況

単位：a

区 分	平成 27 年	令和元年
田	6,728	7,543
畑	5,505	3,716
樹園地	1,622	1,105
総面積	13,855	12,364

資料／農林業センサス（各年2月1日時点）

## 基本施策 2 林業の振興

### 1 現況と課題

- (1) 災害防止、村土保全、水源かん養等の公益的機能をもつ森林を適切に保護するため、森林経営管理制度の周知及び森林環境譲与税基金を主な財源とした事業を展開していく必要がある。
- (2) 特用林産物の振興については、原木しいたけの経営安定対策として種駒購入費に対

して補助を行っている。設備・資機材の共有化、高付加価値化等による単価向上に資する取組を推進し、経営の安定化を図る必要がある。

- (3) 病害虫による森林資源の被害の拡大が続いている。関係機関と連携し、被害状況に応じた対応が求められている。
- (4) 有害鳥獣対策については、「鳥獣被害対策実施隊」の組織強化のため、狩猟免許等取得費補助金を創設し、取得費用の一部を助成している。鳥獣による被害件数が増加していることから、自衛対策としての資機材購入費への補助拡大を図る必要がある。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
1-2 林業の振興	(1) 森林整備の推進
	(2) 特用林産物等の振興
	(3) 公益的機能の保持

## 3 主要施策の方向

### (1) 森林整備の推進

適正な森林整備を推進するため、森林環境譲与税基金を主な財源とし、所有者及び施業者の森林整備への意欲を高める支援策を検討する。

### (2) 特用林産物等の振興

原木しいたけの栽培技術の向上のため、活動している村内生産者団体に対し支援するとともに、種駒の購入費用への支援による経営安定対策に加え、販路の拡大や単価向上につながる施策を検討する。

### (3) 公益的機能の保持

- ① 公益的機能を保持するために適正な間伐や森林の手入れを推進するための施策を実施する。
- ② ナラ枯れへの被害状況に応じた対策を関係機関と連携しながら、機動的に実施する。
- ③ 有害鳥獣対策については、農林業被害の抑制のため、狩猟免許等取得費補助金により取得費用の一部を助成し、狩猟者の確保に努める。

また、鳥獣による被害件数が増加していることから、自衛対策としての資機材購入費への補助拡大を検討する。

表3－森林面積・人工林面積

単位：ha、%

区 面	域 積	国 有 林	民 有 林	人 工 林		合 計	森 林 率
				人 工 林	人 工 林 率		
8,080	1,838	4,989	2,923	58.6	6,827	84.5	

資料／産業振興課（令和6年度末時点）

表4-しいたけの生産量

単位：kg

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生しいたけ	原木	160	45	153	61	71
	菌床	21,715	26,183	26,340	30,258	34,673
乾しいたけ		5,227	3,733	3,295	3,429	3,049

資料/産業振興課

## 基本施策3 水産業の振興

### 1 現況と課題

(1) 本村の水産業は、ホタテガイ、ワカメの養殖業、定置網、刺網等の沿岸漁業が主である。担い手不足が顕在化しており、新規就漁者及び後継者の確保が重要課題となっている。

今後は、野田村漁業担い手育成協議会を中心に関係機関と連携を図り、新規就漁者の確保及び就漁後の安定した生活のための環境づくりが必要である。

(2) 漁場の有効利用のため、養殖施設の生産台数拡大支援策を検討する必要がある。

(3) 貝毒の発生、水産資源の減少等により、漁業者をはじめとした関係者の安定経営に支障をきたす事態が続いている。

また、環境の変化に対応可能な魚種・品目への経営転換や複合経営化への取組を支援する必要がある。

(4) 本村では、岩手県管理漁港が1港、本村管理漁港が2港あり、状況に合わせた修繕又は長寿命化工事を行っている。本村管理漁港では、近年の気象状況等による港内の静穏度不足、高潮による堤防の越波等への対策が求められている。

(5) 村内の小中学生の学習や作業体験の場を設け、水産業に触れる機会を設けている。

また、本村の主要水産物である、ホタテガイ、ワカメ及びサケを使用した給食を提供し、児童生徒の地域学習や関係者の意識啓発を図っている。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
1-3 水産業の振興	(1) 漁業生産の安定向上
	(2) 流通体制の整備
	(3) 担い手の育成

### 3 主要施策の方向

#### (1) 漁業生産の安定向上

- ① 関係機関と連携し、サケ資源増大を図るための取組を支援する。
- ② 経営の維持・向上に資する取組及び環境変化に対応可能な魚種・品目の導入に向けた取組を支援する。
- ③ 岩手県栽培漁業協会と連携し、魚介類の安定した漁獲量の確保に係る取組を支援する。
- ④ 施設の長寿命化を図るため、効果的かつ効率的な維持管理、更新等を行う。

- ⑤ 越波による漁船の損傷、港内の波高による漁業作業の安全性が確保されないなど、漁業活動に影響が出ないように施設の整備及び就労環境の改善を行う必要がある。

## (2) 流通体制の整備

- ① ホタテガイ及びワカメ等の養殖漁業において、作業軽減のための機器の導入及び安定出荷できる施設整備に対し支援する。
- ② 関係機関と連携し、貝毒対策、貝毒検査の効率化及び貝毒検査に係る費用を支援する。
- ③ ホタテガイ、ワカメ等の品質をいかした水産加工品の開発及び消費者へのPR活動を支援する。

## (3) 担い手の育成

村内の小中学生に水産業に触れる機会を設けるとともに、後継者及び担い手不足の解消策として「野田村漁業担い手育成協議会」と連携し、新規就漁者確保のための環境づくりと受入れ体制の整備を促進する。

表5－主要魚種別漁獲量

単位：t

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サケ	41.0	18.9	23.7	9.5	5.6
ヒラメ	6.7	7.1	6.3	3.0	8.5
その他鮮魚	1,226.7	2,207.0	3,225.9	2,310.8	2,102.0
アワビ	2.4	2.3	2.5	3.1	2.3
ウニ	3.2	0.8	3.6	6.5	7.7

資料／産業振興課

表6－主要養殖品目生産量

単位：t

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ホタテガイ	199.7	137.9	111.7	83.8	31.8
ワカメ	80.88	78.7	122.2	76.7	166.7

資料／産業振興課

## 基本施策4 商工業の振興

### 1 現況と課題

- (1) 本村の商業は、ほとんどが個人経営の小規模事業者であり、多様な小売業態の展開に伴う競争の激化、消費者ニーズの多様化等により消費購買力が流出している状態が続いていることから、経営体制の強化のため、野田村商工会（以下「商工会」という。）の事業に助成を行っている。

また、金融機関との連携により、村内の中小企業向けの融資枠を設定し、利子補給及び保証料補給を行っている。

- (2) 商工会で取り組んでいる「リメンバーホープビレッジねま〜る」(以下『「ねま〜る」』という。)を拠点としたまちなかの賑わい創出事業等に対し支援しており、プチよ市等の各種イベントが行われている。
- (3) 地域経済の活性化を目的に道の駅の다가整備され、商店街との連携や施設の有効活用に資する施策展開が求められている。
- (4) 商工会等と連携し、企業誘致のための支援のほか、起業、事業拡大を志す者への支援が必要である。
- (5) 「岩手野田村荒海ホタテ」、「のだ塩」、「山ぶどうワイン」、「マリンローズ」、「のだ焼」等の本村の自然や伝統が生み出す様々な地場産業のPRを積極的に行うとともに、販路拡大支援を行う必要がある。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
1-4 商工業の振興	(1) 経営体質の強化
	(2) 商業環境の充実
	(3) 商業附帯施設の利用
	(4) 企業誘致の促進
	(5) 地場産業の振興

## 3 主要施策の方向

### (1) 経営体質の強化

- ① 商工会事務局体制の維持強化のため、財政状況等に応じた支援をする。
- ② 野田村中小企業振興資金制度を通して、事業者の継続的経営、業態拡大等を支援する。

### (2) 商業環境の充実

- ① 魅力的な商業空間の確立のため、関係機関と連携し、起業・事業承継の志望者への支援に努める。
- ② 「ねま〜る」などを中心とした各種イベント開催を支援し、地元消費志向の拡大に努める。
- ③ 道の駅の다가と商店街、起業者をつなぐ取組及び当該施設が地域経済に波及効果をもたらす取組を検討する。
- ④ 事業者の業務効率化及び販路拡大のため、商工団体が行う研修、相談窓口体制の整備及び賑わいづくりに関する取組を支援する。

### (3) 商業附帯施設の利用

- ① 買い物客のみならず、住民が気軽に集える場づくりとしての商業活動支援、景観整備等に対する取組を支援する。
- ② 消費購買力を喚起するイベント等の開催のため、愛宕参道広場、村民広場、道の駅の다가等のスペース活用を支援する。

- ③ 商工会が整備した「ねま〜る」の活用及び同施設を用いた商工会の賑わい創出の事業を支援する。

**(4) 企業誘致の促進**

- ① 企業立地に係る情報収集に取り組むとともに、進出意向のある企業には積極的な誘致活動を実施する。
- ② 岩手県等が主催する首都圏等での企業誘致イベントに積極的に参加する。
- ③ 村有施設の有効活用に資する情報発信及び情報収集に努める。

**(5) 地場産業の振興**

- ① 地場産品については、事業者が行う販路の拡大及び新商品開発への取組に対する支援策を検討する。
- ② 地場産品の認知度向上のため、野田村観光協会等と連携を強化し、魅力的な情報発信の方法等を検討する。

表7－商業（卸売・小売）の状況

単位：人、百万円

区 分	平成24年	平成28年	令和3年
事業者数	43	37	40
従業員数	174	171	200
年間販売額	1,818	2,531	2,315

資料／経済センサス（各年6月時点）

表8－工業の状況

単位：人、百万円

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
事業所数	4	5	3	4	4
従業員数	104	107	57	97	99
年間製造品出荷額	475	587	411	470	493

資料／令和2年は工業統計調査、令和3年以降は製造業事業所調査（各年6月時点）

## 基本施策5 観光の振興

### 1 現況と課題

- (1) 本村の東側には、三陸復興国立公園に指定され美しい海岸線が広がる「十府ヶ浦」が、西側には本村で最高峰の「和佐羅比山」がそびえ立つ。十府ヶ浦では古くから製塩が盛んに行われ、江戸時代には牛の背に塩を乗せて和佐羅比山を抜け盛岡、雫石、そして秋田県の鹿角地方まで運ばれたことから、その運搬ルートは「野田塩ベコの道」と呼ばれている。

本村には自然豊かな観光資源が存在し、現在においてもその資源の有効活用を図るべく様々な取組が行われている。

- (2) 「野田塩ベコの道」を活用したイベントとしては、塩の道を歩こう会実行委員会主催のトレッキングツアーが年に2回開催されている。近年、「みちのく潮風トレイル」を歩くハイカーが増加しており、今後も、村公式ウェブサイト等を活用したイベントの周知及び活動支援を継続する必要がある。
- (3) 玉川地区においては、日本有数のマンガン鉱床であった野田玉川鉱山の一部を観光坑道として公開している「マリンローズパーク野田玉川」がある。ここでは、採石の様子をうかがうことができるほか、鉱山で採れるバラ輝石の加工・販売も行っている。
- また、「涼海（すずみ）の丘ワイナリー」では、村内で採れた山ぶどうを活用したワイン醸造を行う等、観光資源の有効活用等も図られている。
- (4) 東北地方太平洋沿岸地域の豊かな自然環境を活用し、自然の驚異を学びながら東日本大震災からの復興に資することを目的に「みちのく潮風トレイル」が整備され、本村では「野田一普代コース」が開通している。
- このような本村の優れた自然環境とのふれあいの機会及び活用策の充実を図るとともに、環境保全に努めることが必要である。
- (5) 三陸地域は、地球活動の歴史を実際に見ることができるジオサイトに恵まれており、ジオサイトを教育、観光活動等にいかす取組が必要である。
- (6) ベアレン醸造所と「地域の未来創造と産業振興に関する連携協定」により連携を強化しているとともに、毎年春には「ベアレン×野田村ビアフェスト」を開催し、村内外から多くの来場者がある。
- また、ベアレン醸造所との連携により、のだ塩、野田産山ぶどう等を使った新たなビールも作られている。
- 今後も、プチよ市等のイベント開催及び支援を行い、連携を強固なものにし、地域振興につながる施策の展開が必要である。
- (7) 観光・宿泊拠点施設である国民宿舎えぼし荘は、指定管理者に、施設管理、観光推進等を委託し、住民サービスの向上及び支援に努めている。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
1-5 観光の振興	(1) 観光資源の魅力向上
	(2) 観光PRの強化
	(3) 広域観光の推進
	(4) 特産品の開発

## 3 主要施策の方向

### (1) 観光資源の魅力向上

- ① 地域の特色である海・山・里の文化をいかした観光地づくりを推進するため、観光施設等の適切な維持管理に努める。

また、野田村観光協会と連携し、体験観光コーディネーター、観光ガイドの育成等の受入れ体制の強化を図る。

- ② イベントの開催については、常に時代のニーズに合わせた企画及び研究を進める

とともに、新たなイベントの実施の在り方及び住民の積極的な参画の手法について検討を進める。

- ③ 関係機関と連携し、「塩の道を歩こう会」の継続を図るとともに、ほかのイベントとの相互連携、より一層の地域固有の歴史、文化資源の掘り起こし等のイベントの活性化及び付加価値の構築に努める。
- ④ 宿泊観光拠点である国民宿舎えぼし荘の円滑な運営を支援するとともに、魅力ある宿泊施設や人にやさしい観光地づくりの推進及び支援に努める。  
また、観光案内看板等の多言語表記、みちのく潮風トレイル関連の案内表示の拡充及び各種サービスの向上に努める。

## (2) 観光PRの強化

- ① 多様化する観光ニーズに対応し、本村の魅力を発信するため、各種広報媒体を活用した効果的な情報発信に努め、関係機関及び団体との連携を強化し、観光案内標識の整備等の総合的な情報発信を図る。
- ② 各イベント及び企画のテーマ性を高め、固定的な参加者の確保を図るとともに、若者、高齢者等の年代を絞り込んだイベント及び企画の開催を図る。
- ③ 東北新幹線及び高速道路沿線からの誘客を狙った観光PRを推進するため、広域圏が連携して一丸となり、外国人を含めた観光客の誘致活動を図る。

## (3) 広域観光の推進

- ① 三陸ジオパーク推進協議会、三陸復興国立公園協会等の広域観光を目的とした団体に参画し、市町村域又は岩手県域を越えた観光ツアーの造成による幅広い連携を図り、広域観光を目的とした観光客等の誘客を推進する。
- ② みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク等の広域的な取組を推進する。

## (4) 特産品の開発

- ① 特産品である「のだ塩」の生産拡大を支援するとともに、民芸工芸品が持つ特性又はストーリーをいかした情報発信及び販売支援に努める。
- ② 新たな地場産品の掘り起こしを進めるとともに、本村ならではの郷土食及び地場産品を浸透させるため、産業団体と連携したイベントの開催、事業者の物産展等への参加を支援する。

表9－主な観光施設の入込数

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
観光物産館ばあふる	203,714	203,284	197,892	194,913	177,423
国民宿舎えぼし荘	10,751	9,697	11,188	12,092	12,302
宿泊	9,015	7,620	7,734	7,380	7,784
日帰り	1,736	2,077	3,454	4,712	4,518
アジア民族造形館	484	530	605	539	501
玉川野営場	217	408	665	658	617

資料／未来づくり推進課、教育委員会（アジア民族造形館のみ）

## 基本施策6 雇用対策の充実

### 1 現況と課題

- (1) 就職時における新卒者の地域外への流出が続いていることから、管内就職志向の若者への企業情報の提供及び求人企業の情報把握を通じた地域内就業の選択肢を広げる施策の実施が必要である。
- (2) 定年後や転職時における就業選択の機会創出のため、産業の多様化や拡大が求められている。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
1-6 雇用対策の充実	(1) 雇用の安定と人材育成

### 3 主要施策の方向

#### (1) 雇用の安定と人材育成

- ① 求人情報の提供を行うとともに、専門的な職業訓練の情報を提供し、企業に求められる人材育成のための取組を支援する。
- ② 新分野に進出し、地域経済に活力を呼び起こす事業者に対して支援し、新たな雇用の創出を促進する。
- ③ 管内自治体及び企業と連携し、地域の生徒に対し、企業情報及び求人情報を提供し、地元就職率の向上を推進する。
- ④ 関係団体と連携し、地域の特色ある第一次産業の法人化への取組及び多様な働き方の導入を推進するための取組を支援する。

## 基本目標2 ふるさとを愛し、夢と希望をもって、未来をたくましく創造する人づくりをめざして

### 基本施策1 学校教育の充実

#### 1 現況と課題

- (1) 東日本大震災津波で学んだ教訓を学校教育にいかし、未来をたくましく創造する児童生徒を育成する必要がある。
- (2) 基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図るとともに、思考力、判断力、表現力等を育成する中で主体的に学習に取り組もうとする態度及び人間性のかん養に努める必要がある。
- (3) 「命の教育」を一層充実させ、人間としての生き方を磨く道徳教育の充実と自分の大切さとともに、他者の人権を尊重する心の育成に努める必要がある。
- (4) 活力のある生活を送り、学力の向上及び情緒の安定のためには、体力の向上及び健康の保持増進を図る必要がある。
- (5) 一人ひとりの多様性を尊重し、自分らしく生きていく環境を整えることが大切であることから、子どもたちに応じた支援を講じ、一人ひとりの良さ、可能性を伸ばすことに力を注ぐ必要がある。
- (6) 生徒指導を充実させるためには、総合的に児童生徒を捉えながら、望ましい人間関係づくりとともに、適切な指導及び支援ができるように進めていく必要がある。
- (7) 教員の授業力向上とともに、その資質の向上も目指す必要がある。

#### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
2-1 学校教育の充実	(1) 地域学習及び復興教育の推進
	(2) 確かな学力の育成
	(3) 豊かな心の育成
	(4) 健やかな体の育成
	(5) 特別支援教育の推進
	(6) 生徒指導及びこころのケアの充実
	(7) 教員の授業力向上
	(8) その他

#### 3 主要施策の方向

##### (1) 地域学習及び復興教育の推進

- ① 児童生徒の心のサポートとともに、「震災の教訓を次世代へ継承すること」及び「未来をたくましく創造すること」を重点とした野田村だからこそできる復興教育を推進する。
- ② 地域と連携した「野田村ふるさと学習」を推進するとともに、「逃げ地図」の作成、避難所運営学習等による防災教育を推進する。
- ③ 外部人材の活用及び小中連携教育を含めた創作太鼓への取組を継続する。

## (2) 確かな学力の育成

- ① 主体的に学習に取り組む態度を養うことができるよう、諸調査の実施及び結果分析をいかした授業改善の方策、今後のカリキュラムの作成等について、助言及び支援を行う。
- ② ICT環境整備事業を着実に推進するとともに、ICTの特性をいかした授業づくりに努める。
- ③ ICTの段階的な活用を推進し、教職員間での共有や保護者への周知に努める。
- ④ 野田村授業改善プランを活用した小中連携の授業研究を行う。
- ⑤ 久慈地区広域によるキャリア教育の充実に努める。

## (3) 豊かな心の育成

- ① 道徳教育の充実を図る。
- ② 安全教育を推進する。
- ③ 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成に努める。
- ④ いじめの積極的認知及び相手を思いやる心の教育の充実に努める。

## (4) 健やかな体の育成

- ① 運動の楽しさ、喜びを感じる授業の実践等による体力及び運動能力の向上に努める。
- ② 小中学生のスポーツ活動における適切な指導體制の確立に努める。
- ③ 地域の豊かな食材をいかした食育出前授業の実施、栄養教諭による食育授業等の健康教育の充実に努める。

## (5) 特別支援教育の推進

- ① 教育支援委員会の機能強化及び充実を図る。
- ② 小中学校の多様なニーズへの支援(特別支援教育支援員の配置等)の充実に努める。
- ③ 教職員の専門性の向上に努める。
- ④ 就学に関する保護者への事前情報の提供及び就学支援を行い、早期からの一貫した教育支援に努める。

## (6) 生徒指導及びこころのケアの充実

- ① 児童生徒理解、望ましい人間関係づくり及び生徒指導體制の充実に努める。
- ② 生徒指導連絡協議会の充実に努める。
- ③ 教育相談体制の充実及びこころのケアの継続に努める。
- ④ スクールカウンセラーの有効活用に努める。
- ⑤ 教育研究指定・学校公開研究会を計画的に実施する。

## (7) 教員の授業力向上

- ① 各種研修会の実施に努める。
- ② 学校公開研究会への積極的参加及び県内外への視察研修を企画し、実施する。
- ③ 小中連携教育協議会の充実に努める。

- ④ 学校要請訪問指導の充実に努める。

(8) その他

- ① 「岩手県クラウド版統合型校務支援システム」の活用促進に係る学校現場への支援に努める。
- ② 「保小の架け橋カリキュラム」\*を作成し、教育・保育の質の向上に努める。

\*保小の架け橋カリキュラム

架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）の教育の充実を図るため、保育所及び小学校の先生が協働して作成するカリキュラムのこと。

表10-小・中学校の状況

区 分	児 童 ・ 生 徒 数	学 級 数	教 職 員 数	施 設 面 積		敷 地 面 積 合 計
				校 舎	体 育 館	
小 学 校	201	12	18	3,695	934	27,395
中 学 校	89	5	14	3,331	1,439	38,095

単位：人、㎡

資料／教育委員会（令和7年5月1日時点）

※ 野田小学校施設面積及び敷地面積は、令和7年8月5日時点（新築移転日）

## 基本施策2 生涯学習・生涯スポーツの振興

### 1 現況と課題

- (1) 人口減少、長寿社会等の様々な社会情勢の変化を背景に、生涯学習の重要性が一層高まっており、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化に向け、あらゆる機会及び場所において学習できるよう、生涯学習を推進する必要がある。
- (2) 野田村生涯学習推進本部を中心とした生涯学習活動に係る推進体制を整え、住民の多様な学習意欲に応じた生涯各期における学習活動の場の提供に努める必要がある。
- (3) 住民が生涯を通じて芸術文化に親しむ環境をつくる必要がある。
- (4) 住民一人ひとりが日常生活の中でスポーツに親しみ、健康及び体力の保持増進を図るとともに、スポーツを通して豊かな人間関係を構築し、地域を活性化できる環境をつくる必要がある。
- (5) 体育・社会教育施設については、短期及び中期の整備計画を検討し、適切な維持管理に努める必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
2-2 生涯学習 ・生涯スポーツの振興	(1) 生涯学習社会の形成
	(2) 芸術文化活動の推進
	(3) 生涯スポーツの振興
	(4) 体育・社会教育施設の整備及び活用促進

### 3 主要施策の方向

#### (1) 生涯学習社会の形成

- ① いきいきライフ、のだキッズセンター、青少年の体験活動等の社会教育事業を通じた世代間交流を推進する。
- ② 生涯学習の拠点である図書館については、新刊図書の紹介、企画展の実施、読書ボランティア団体との協働により、子どもたちが本と触れ合う機会をつくる等の読書活動の推進に努める。
- ③ 社会教育指導員及び図書館司書の専門性を高めるため、各種研修会に派遣する。
- ④ 野田村生涯学習大会については、各種関係団体と開催方法、内容等を協議しながら、大会の充実を図る。

#### (2) 芸術文化活動の推進

- ① 野田村芸術文化協会と連携を図り、所属団体の自主的な活動の支援に努める。
- ② 野田村総合文化祭、村民芸術鑑賞会等により、芸術文化に触れる機会を提供する。
- ③ 文化財の保護及び活用については、村内に所在する指定文化財を中心に適切な保存及び活用に努め、住民が地域の歴史及び文化に触れる機会を提供する。
- ④ 地域の風土及び歴史をいかした芸術文化の創造に努める。
- ⑤ 地域に受け継がれてきた有形・無形の文化財の収集及び継承を図る。
- ⑥ 岩手県指定天然記念物「米田浜津波堆積物」を学校教育及び生涯学習関係の事業に活用するとともに、国指定天然記念物への上位指定について検討する。

#### (3) 生涯スポーツの振興

- ① 各種スポーツ大会の開催に対し支援する。
- ② 野田村スポーツフェスティバルを充実させるとともに、村民体育大会の円滑な大会運営に努める。
- ③ 少子化、教職員の働き方改革等により中学校の部活動がこれまでと同様に活動できなくなることが危惧されていることから、「部活動指導員」の確保及び地域クラブの設立に向けた取組を推進する。
- ④ 悠Y O Uスポーツクラブ推進事業のほか、幅広い年齢層を対象としたeスポーツ広場を実施することにより、各年代に合わせた生涯スポーツの推進に努める。
- ⑤ 各スポーツ団体が円滑な活動を推進できるよう、指導及び支援に努める。

#### (4) 体育・社会教育施設の整備及び活用促進

- ① 総合運動公園及び体育館を核とした体育施設については、各種大会の開催のほか、スポーツ少年団、中高生のスポーツ活動等の拠点として広く利用されている。そのほかの社会教育施設も含め、施設の適切な維持管理及び効率的な運営を図り、安全で快適な利用環境の確保に努める。
- ② 既存のスポーツ施設の適正で効率的な維持管理及び老朽化に伴う施設の改修に努めるとともに、施設管理計画を作成し、総合運動公園のLED化、スコアボードの改修等、利用者のニーズに合わせた施設の計画的かつ効率的な整備を検討する。

- ③ 各種広報媒体を通じ、住民にスポーツ活動の効用、スポーツイベント等の各種スポーツ情報をきめ細かに提供するよう努める。
- ④ アジア民族造形館については、施設の維持管理に努め、今後の施設の在り方や方向性について検討する。
- ⑤ 体育・社会教育施設における利用予約、申請手続き等について、電子申請の導入を検討し、利用者の利便性向上と事務の効率化を図る。

表11ー体育・社会教育施設の利用状況

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合運動公園	野球場	4,079	2,646	16,945	5,943	7,522
	テニスコート	4,583	6,437	5,276	7,011	7,929
山村広場		3,501	2,773	2,752	2,933	2,655
体育館		12,532	11,233	11,656	13,810	14,583
村民プール		1,736	2,031	1,046	1,904	2,015
中学校	体育館	70	90	0	353	200
	グラウンド	0	0	0	20	0
	テニスコート	0	0	0	0	0
小学校	体育館	0	0	0	339	60
	グラウンド	0	0	0	0	0
総合センター		3,620	3,379	4,459	4,616	4,940
生涯学習センター		3,818	5,046	6,061	8,906	10,331
アジア民族造形館		484	530	605	539	501

資料／教育委員会

## 基本施策3 学びの環境づくり

### 1 現況と課題

- (1) 住民が相互に連携し、協力し合いながら、学校、家庭及び地域の教育力の向上に努めるとともに、安全・安心で快適な学習環境のもと、各年代の学びを豊かに達成できるようにする必要がある。  
また、家庭及び地域の教育力の向上を図るためには、学校、家庭及び地域の連携を深める必要がある。
- (2) 児童生徒に良好な学習環境を提供するとともに、安全・安心な環境を確保する必要がある。
- (3) 野田村出身者の修学を奨励し、人材を養成する必要がある。
- (4) 村内の高校生への通学支援を行っているほか、岩手県立久慈翔北高等学校野田校舎振興会では、通学定期補助事業、下宿等補助事業等を行っている。今後も、入学者数確保に向けた一層の支援が必要である。

## 2 基本施策の体系

基本施策	小施策
2-3 学びの環境づくり	(1) 家庭及び地域の教育力の向上
	(2) 学びの環境づくり
	(3) 育英制度の充実

## 3 主要施策の方向

### (1) 家庭及び地域の教育力の向上

- ① 地域学校協働本部事業を活用し、地域及び学校の協働活動の推進に努める。
- ② 学校及び地域が一体となった学校づくりのため、学校運営協議会の推進に努める。
- ③ 地域活動及び教育振興運動の支援に努める。

### (2) 学びの環境づくり

- ① 野田小学校及び野田中学校の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化が進む野田中学校については、大規模な改修を検討する。
- ② 児童生徒就学支援事業を継続する。
- ③ のだキッズセンター、いきいきライフ等の生涯各期における学習活動を推進し、学びの場の提供に努める。
- ④ 教職員の働き方改革の適切な推進を図る。
- ⑤ 村内の高校生に対し、通学に対する支援を図り、学業のサポートを行う。  
また、岩手県立久慈翔北高等学校野田校舎振興会の一層の活動支援を図り、入学者数の確保に向けた取組を強化する。

### (3) 育英制度の充実

野田村育英会の奨学金制度及び奨学金返還支援事業を継続する。

# 基本目標3 誰もが安心して暮らせる社会福祉をめざして

## 基本施策1 地域福祉の充実

### 1 現況と課題

- (1) 福祉関係団体、関係機関と連携を図りながら、在宅福祉事業や生活支援事業等の推進、ボランティア活動の支援に努めている。
- (2) 広報紙への掲載のほか、各種機会での広報活動により広く福祉に関する情報を提供し、地域ぐるみの福祉意識の高揚を図っている。
- (3) 野田村社会福祉協議会にコーディネーター、相談員を設置し、地域の様々な福祉に関する課題の調整をしている。  
また、近年の物価高騰、経済対策のため、支援事業を実施している。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
3-1 地域福祉の充実	(1) 地域福祉の推進
	(2) 在宅福祉サービスの向上
	(3) 生活環境の整備

### 3 主要施策の方向

#### (1) 地域福祉の推進

- ① 各種機会での広報活動及び普及啓発により、福祉に対する正しい知識及び情報を提供し、地域ぐるみの福祉意識の高揚を図る。
- ② 福祉関係団体、関係機関との連携及びボランティア活動を通して、福祉の担い手となる人材の発掘及び育成をするとともに、ボランティア活動への支援を推進する。

#### (2) 在宅福祉サービスの向上

- ① 地域での生活を支援する様々なサービスの充実及び高齢者、障がい者、子ども等の総合的な福祉事業の展開をしていく。
- ② 在宅で介護に携わる人に対し、介護の知識及び技術の習得を支援し、介護者の負担軽減を図る。

#### (3) 生活環境の整備

- ① 全ての人々が安心して暮らすことができるよう、公共施設、民間施設及び住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザイン※の導入を推進する。

※ユニバーサルデザイン

全ての人々が利用しやすいように、製品、建物、空間などをデザイン（立案、設計）し、つくるという考え方。

- ② 被災者、生活困窮、独居等により生活に不安を抱える人に対する支援に努め、あわせて、物価高騰対策を実施する。

## 基本施策2 子ども・子育て支援の充実

### 1 現況と課題

- (1) 「野田村子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「地域で支える、親子にやさしい環境づくり」の下、地域力をいかした各種施策を実施している。
- (2) 保育料の無償化、新生児誕生祝品、エンゼル祝金の支給、在宅育児世帯に対する応援手当の支給等、経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりに努めている。
- (3) 共働き家庭の増加、核家族化の進行等に対応し、就労及び育児の両立支援を推進するため、特別保育事業のうち、病児保育及び一時預かり事業を新たに追加拡充したほか、移転新築した野田小学校で放課後児童クラブを開設している。
- (4) ひとり親家庭に対する各種制度の普及啓発及び相談対応を実施している。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
3-2 子ども・子育て支援の充実	(1) 児童保育の充実
	(2) 子育て支援の充実
	(3) 少子化対策の推進
	(4) ひとり親家庭の支援

### 3 主要施策の方向

#### (1) 児童保育の充実

- ① 質の高い幼児期の教育・保育基盤の確保及び子育て支援事業の充実を図る。
- ② 多様化する保育ニーズに対応した保育サービスを提供できるよう、特別保育事業を継続する。

#### (2) 子育て支援の充実

- ① 保育所、学校等の関係機関と連携し、安心して子育てできるよう支援に努める。
- ② 保護者が昼間家庭にいない児童に対し、適正な遊びの場及び生活の場を与えるため、放課後児童クラブを実施し、児童の健全育成を図る。

#### (3) 少子化対策の推進

子どもの誕生を祝福するとともに、次代を担う児童の健全な育成に資する事業を継続する。

#### (4) ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭を総合的に支援するため、関係機関と連携して制度の普及啓発及び相談体制の強化に努め、経済的自立を支援する。

表 12－保育所の入所状況

単位：人

区 分	利用定員	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
野田村保育所	60	87	81	70	66	63
日向保育所	30	34	33	37	33	33
玉川保育所	20	17	12	13	10	5
広域入所	—	9	11	14	13	10
合 計	110	147	137	134	122	111

資料／保健福祉課（各年4月1日時点、利用定員は令和7年4月1日時点）

※ 利用定員は、国や都道府県の基準に基づいた認可定員の範囲内で市町村が設定した定員のこと。

## 基本施策3 高齢者福祉の充実

### 1 現況と課題

- (1) 直営の地域包括支援センターを中心に、保健、福祉及び介護に携わる関係機関と連携し、一体となった介護予防事業を展開している。
- (2) 地域でのいきいき百歳体操及びふれあいいきいきサロンの実施を支援し、高齢者の交流をつうじ、相互の支え合い、見守り合い、コミュニティ形成等を図り、地域の福祉力の向上に努めている。  
 今後も、高齢者が活躍する場を提供し、活動を継続できるよう支援を行う必要がある。
- (3) 在宅福祉事業による介護用品支給、在宅高齢者食事サービス事業による栄養改善及び見守り、安否確認事業、認知症高齢者グループホーム及び生活支援ハウス等の高齢者福祉施策に幅広く取り組んでいる。
- (4) 高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で生きがいを持ち、生活を継続できるよう、支援を行う必要がある。
- (5) 後期高齢者数の上昇は、今後も続くことが見込まれる中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、「保健事業と介護予防事業の一体的実施」、地域包括ケアシステムの推進等が必要である

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
3-3 高齢者福祉の充実	(1) 生きがいづくりの推進
	(2) 健康づくりと福祉サービスの充実

### 3 主要施策の方向

- (1) **生きがいづくりの推進**  
 高齢者が持つ豊富な知識、経験及び技能をいかし、幼児から高齢者までの世代間の交流及び生きがいづくりを推進する。
- (2) **健康づくりと福祉サービスの充実**
  - ① 保健師、栄養士等の専門職による健康相談、健康教育、栄養指導、家庭訪問等の保

健活動を展開し、健康づくりを推進する。

- ② 「野田村高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」に基づき、総合的な生活支援及び介護予防の推進を図るとともに、個々の心身の状況に対応した事業を実施し、介護サービスの質的向上を図る。
- ③ 住民自ら行う見守り体制の構築を推進するとともに、事業所と協定を締結し、複数による体系的な見守り体制の整備を図る。
- ④ 増加傾向にある高齢者世帯に対して引き続き生活支援サービスを提供するとともに、在宅介護に携わる介護者の身体的・精神的な負担軽減を図り、地域で安心して暮らせるための支援事業を実施する。
- ⑤ コミュニティ形成及び活動の継続を支援するとともに、地域の創意工夫による自発的な活動を支援する。

表13－年齢別人口

単位：人、%

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0～14歳	437	10.6	433	10.6	427	10.7	422	10.7	418	10.8
15～64歳	2,134	51.6	2,093	51.2	2,030	50.7	1,961	49.6	1,898	48.9
65歳以上	1,565	37.8	1,559	38.2	1,545	38.6	1,570	39.7	1,565	40.3
合 計	4,136	100.0	4,085	100.0	4,002	100.0	3,953	100.0	3,881	100.0

資料／野田村住民基本台帳

表14－高齢者のいる世帯の状況

単位：世帯、%

区 分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
高齢者のいる世帯	879	54.6	901	57.2	908	59.9	944	63.0
高齢者の単身世帯	128	8.0	152	9.7	170	11.2	220	14.7
高齢者の夫婦世帯	159	9.9	187	11.9	222	14.7	220	14.7
子等との同居世帯	592	36.7	562	35.6	516	34.0	504	33.6
総 世 帯 数	1,611	—	1,575	—	1,516	—	1,499	—

資料／国勢調査（各年10月1日時点）

## 基本施策4 障がい者（児）福祉の充実

### 1 現況と課題

- (1) 「野田村障がい者プラン」に基づく各種事業の支援を実施している。事業の実施に当たっては、新たな課題、環境の変化等にも柔軟に対応できるよう、広域的な障がい福祉サービスの構築を目指し、関係機関との連携に努めている。
- (2) 自立支援給付事業による介護及び訓練サービスの提供と相談支援体制の強化、障がい者福祉タクシー助成制度による外出支援等により、日常生活を支援している。
- (3) 障がい児教育の充実を図るため、保育、教育、保健、医療及び福祉の関係機関と連携

したきめ細かな対応に努めている。

今後も、連携を密にし、学ぶ環境及び相談支援体制の整備に努める必要がある。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
3-4 障がい者（児）福祉の充実	(1) 障がい者（児）福祉の充実
	(2) 社会参加と生きがいつくり

## 3 主要施策の方向

### (1) 障がい者（児）福祉の充実

- ① 障がいがある人もない人も、障がいについて正しく理解し、互いに支え合えるような環境をつくるため、医療機関、相談支援事業所等の関係機関と連携して、障がい者の早期支援に努める。
- ② 関係機関との連携を強化しながら、新たな人的資源の確保に努め、広域的な障がい福祉サービスの推進を図る。

### (2) 社会参加と生きがいつくり

- ① 就労を希望する障がい者が社会的に自立できるよう、久慈地域障害者自立支援協議会、相談支援事業所等の関係機関と連携し、障がい者の就労相談会、企業説明会の開催等により、就労につなげるように支援する。
- ② 障がい者自らがスポーツ、文化及び芸術活動に興味関心を持ち、それをつうじて社会参加と生きがいつくりの機会を提供する。  
また、野田村社会福祉協議会と連携して障がい者団体の活動を支援する。
- ③ 既存の社会資源、人的資源等を十分活用し、障がい児に対する適切な教育環境及び子育て相談ネットワークの構築に努める。
- ④ 障がい者が情報を収集し、発信しやすいように、普及啓発に努めるとともに、障がい福祉サービスにより、障がい者の生活の充実を図る。

表 15－障がい者の状況

単位：人、（％）

障がい別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障がい者	157	161	161	157	156
知的障がい者	55	54	54	55	54
精神障がい者	54	57	56	48	49
合計	266 (6.4)	272 (6.7)	271 (6.8)	260 (6.6)	259 (6.7)
総人口	4,136	4,085	4,002	3,953	3,881

資料／岩手県

※ 身体障害者手帳、知的障害者療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者数

※ カッコ内は、総人口に対する割合

## 基本施策5 社会保障の充実

### 1 現況と課題

- (1) 本村の高齢化率は増加傾向であるが、要介護者及び要支援者数は横ばい傾向にある。  
介護保険事業については、久慈広域連合と連携を図りつつ、「介護保険事業計画」に基づき、持続可能な運営に努める必要がある。
- (2) 地域包括支援センターによる介護予防事業、介護相談、包括的・継続的ケアマネジメントの支援等の事業の推進が必要である。
- (3) 国民健康保険の被保険者数は、人口の減少、後期高齢者医療への移行等により減少傾向である。  
反対に、保険給付費は医療の高度化、長期化等により、1人当たりの費用額の増加傾向が続いている。
- (4) 国民健康保険の広域化により、都道府県が財政運営の主体となって市町村と共同で運営を担っており、今後も適切な事業運営に努めていく必要がある。
- (5) 保健師による被保険者の特性に応じた保健指導を推進している。
- (6) 国民健康保険税の滞納者個々の状況に合わせた納税相談に対応し、引き続き国民健康保険事業の財源確保に努める必要がある。
- (7) 年金事務所と連携を図り、加入対象者の把握、国民年金制度の周知、保険料免除、納付猶予申請等に関する広報を行い、制度への理解促進に努めている。  
また、広報啓発により、無年金者の発生を防ぐことに努める必要がある。
- (8) 0歳から18歳までの子ども及び妊産婦への医療費助成を実施し、子育て世代の経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりに努めている。  
また、重度障がい、寡婦等への医療費助成を実施し、経済的負担の軽減及び適切な医療の確保を推進し、福祉の充実に努めている。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
3-5 社会保障の充実	(1) 介護保険制度の適正運用
	(2) 国民健康保険の健全運営
	(3) 国民年金制度の理解促進
	(4) 医療費助成

### 3 主要施策の方向

- (1) **介護保険制度の適正運用**
  - ① 久慈広域連合と連携を図りながら、介護保険制度の適切な運用に努めるとともに、介護及び支援が必要な人が、その心身の状況に応じて適切なサービスを受けられるように、介護ニーズの把握及び良質なサービスの提供に努める。
  - ② 介護保険制度をより深く住民及び利用者に理解してもらうため、積極的な情報提供を図る。

## (2) 国民健康保険の健全運営

- ① 岩手県及び岩手県国民健康保険団体連合会と連携を図りながら、適切な事業運営に努める。
- ② 国民健康保険制度への理解を促進するため、広報活動を継続する。
- ③ 特定健康診査を軸とした疾病の早期発見及び早期治療により、健康づくりを促進する。
- ④ 診療報酬明細書（レセプト）点検による、医療費の適正化を図る。
- ⑤ 国民健康保険事業の財源確保及び公平な負担の観点から、国民健康保険税の滞納解消に向け、滞納者の個々の状況に合わせた納税相談に対応する。

## (3) 国民年金制度の理解促進

- ① 住民に身近な窓口として、引き続き関係機関と連携し、相談事業の充実に努める。
- ② 国民年金制度への理解促進及び生涯をつうじて安心して生活できる環境づくりのため、国民年金保険料免除、納付猶予等の各種制度の周知及び広報啓発に努める。

## (4) 医療費助成

医療費助成の受給資格がある全ての人々が給付を受けられるよう、適切な申請勧奨に努める。

表16－要支援・要介護者の状況

単位：人（％）

区分	級	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援	1	52	47	48	43	37
	2	51	46	30	28	35
	計	103 (2.5)	93 (2.3)	78 (1.9)	71 (1.8)	72 (1.9)
要介護	1	76	71	79	74	68
	2	44	42	38	44	44
	3	41	38	46	48	48
	4	50	61	49	55	55
	5	23	21	32	36	35
	計	234 (5.6)	233 (5.7)	244 (6.1)	257 (6.5)	250 (6.4)
合計		337 (8.1)	326 (8.0)	322 (8.0)	328 (8.3)	322 (8.3)
総人口		4,136	4,085	4,002	3,953	3,881

資料／保健福祉課

※ カッコ内は、総人口に対する割合

表17－介護保険給付額・支給額

単位：千円

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在宅サービス	124,946	134,625	135,428	158,398	158,364
地域密着型サービス	82,410	81,062	87,334	87,643	92,962
施設サービス	196,418	199,105	199,949	192,825	223,181
合 計	403,774	414,791	422,711	438,865	474,508

資料／保健福祉課

※ 在宅サービスは、要介護認定を受けた人が可能な限り在宅で生活できるよう調整するサービスのこと。

※ 地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で生活を続けられるように提供されるサービスのこと。

※ 施設サービスは、要介護認定を受け、自宅での生活が困難な人が特定の介護保険施設に入所して受けるサービスのこと。

表18－国民健康保険の加入状況

単位：人、世帯、%、千円

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
国民健康保険	加入世帯数 (加入率)	658 (39.3)	666 (40.0)	644 (38.6)	639 (37.9)	591 (35.2)
	被保険者数 (加入率)	1,095 (26.5)	1,083 (26.5)	1,049 (26.2)	1,040 (26.3)	944 (24.3)
	1人当たり費用	317	279	248	283	329
総世帯数	1,674	1,661	1,666	1,683	1,678	
総人口	4,136	4,085	4,002	3,953	3,881	

資料／住民生活課

※ 加入世帯数、被保険者数は年間平均の数値

※ 1人当たり費用は、療養給付額を被保険者数で割った1人当たりの療養給付額

表19－国民年金の状況

単位：人、%

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保険者数	593	589	553	519	476
年金保険料免除率	36.0	36.2	37.0	38.4	37.4

資料／住民生活課

## 基本施策6 保健体制の推進

### 1 現況と課題

- (1) 野田村保健センターを保健活動の拠点とし、「健康のだ21プラン※」に基づく各種保健サービスに取り組んでいるほか、食生活改善推進員と協力し、食育活動の充実を図っている。

※健康のだ21プラン

正しい生活習慣及び食習慣を身につけ、生活習慣病の発生予防、重症化予防及び社会生活を営むために必要な機能の維持向上に努めることができるよう、法律に基づき、健康増進及び食育推進に関する施策を定める市町村計画

- (2) 広報活動により各種検診の受診率向上に努めている。  
 なお、若い世代の受診率が低い傾向にあることから、一層の啓発活動が必要である。
- (3) 「野田村いのちを支える行動計画」に基づき、自殺対策として、精神保健的視点だけでなく、社会的及び経済的な視点を含む包括的な視点並びに多角的な取組を実施していく必要がある。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
3-6 保健体制の推進	(1) 保健活動の推進
	(2) 健康づくりの推進

## 3 主要施策の方向

### (1) 保健活動の推進

- ① 母子保健サービスの充実強化が求められる中、妊娠期からの面談、乳児家庭全戸訪問、健康教育、健康相談等を実施し、切れ目のない支援に努める。  
 また、妊産婦健診、乳幼児健診及び予防接種の受診率の向上に努める。
- ② 成人保健及び老人保健サービスの充実のため、「健康のだ21プラン」の「健康増進計画」に基づく健康教室、健康相談、健康講演会等を実施し、各種検診の周知徹底、受診率の向上及び未受診者対策に努める。
- ③ 生活習慣病、感染症等の予防については、関係機関と連携し適切な対応を図るとともに、正しい知識の普及及び予防意識の啓発に努める。
- ④ 自殺及び引きこもりを予防するため、「野田村いのちを支える行動計画」に基づき、県や医療機関等関係機関と連携し、精神保健の知識の普及、相談活動等の包括的な取組を推進する。  
 また、こころの健康相談センターを引き続き開設する。

### (2) 健康づくりの推進

- ① 住民一人ひとりの健康づくりに関する知識の向上を図るため、「健康のだ21プラン」の「健康増進計画」に基づき、乳幼児から高齢者までの各世代に応じた健康講座を実施し、生涯にわたる健康増進を図る。
- ② 食生活の面からの健康増進及び生活習慣病予防を推進するため、食生活改善推進員の養成及び活動支援を行い、「健康のだ21プラン」の「食育推進計画」に基づく健全な食生活の推進に努める。
- ③ 心の健康の重要性及び命の尊厳の認識を高めるため、保育所、小中学校及び教育委員会と連携を強化し、子どもから高齢者までの心の健康づくりを推進する。
- ④ 「歯と口腔の健康づくり基本計画」の「生涯にわたり、美味しく食べたり、楽しく話したりできること」を目標に、むし歯及び歯周病の予防に取り組み、各年代の特徴及び目標に応じた歯科保健サービスを受けられるよう、関係機関と連携し、推進する。

表20—各種検診の状況

単位：人、%

区 分	特定健康診査	後期高齢者検診	若年者検診	胃 検 診
対 象 者 数	753	831	87	951
受 診 者 数	312	228	30	258
受 診 率	41.4	27.5	34.5	27.2

区 分	子宮頸がん検診	乳 がん 検 診	肺 がん 検 診	大腸がん検診
対 象 者 数	516	497	1,163	1,139
受 診 者 数	140	151	556	502
受 診 率	27.2	30.4	47.9	44.1

資料／令和6年度保健年報

## 基本施策7 医療体制の充実

### 1 現況と課題

- (1) 本村には、一般診療所及び歯科診療所の2つの医療機関があり、久慈保健医療圏（以下「広域圏」という。）の医療機関とも連携しながら、健康増進、疾病の予防及び重症化の予防に取り組んでいる。
- (2) 地域医療体制の充実に向け、久慈保健所と連携しながら、関係機関に働きかけをしているが、岩手県立久慈病院の医師確保について難しい状況が続いている。  
安心して医療を受けられるよう、医師確保に向けての働きかけを継続する必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
3-7 医療体制の充実	(1) 医療体制の充実

### 3 主要施策の方向

- (1) 医療体制の充実
  - ① 村内医療機関及び広域圏の医療機関との連携により、健康増進、疾病予防、早期発見、診断治療及びリハビリテーションに至るまでの包括的な地域医療体制の充実に努める。
  - ② 村内医療機関の医師及び医療従事者の確保に努めるとともに、地域医療体制の充実に向け、広域圏と連携した取組を推進する。
  - ③ 医療系学部の学生及び関連する各分野の学生の参加による「多職種連携教育」を実施し、将来本村で就業する医療、福祉及び保育関連の人材確保を図る。

# 基本目標 4 魅力ある生活基盤をめざして

## 基本施策 1 適正な土地の利用と村土の保全

### 1 現況と課題

- (1) 自然環境に配慮した適正な利用を図るため、地域の特性や実情を踏まえた土地の適正な利用を推進する必要がある。
- (2) 「国土利用計画岩手県計画」に基づく適正な土地利用について啓発を行っている。  
今後も、関係法令及び計画に従い、適正な届出事務の処理に努めるとともに、土地の取引、利用等に関する情報を的確に把握し、計画的な利用を推進する必要がある。
- (3) 適正な土地利用のため、統合型地図情報システムの各種データ更新に努めている。  
今後も、登記情報及び航空写真情報の継続的な最新データの更新に努める必要がある。
- (4) 農地中間管理事業を活用し、優良農地の継続利用につながる所有者及び農業者のマッチングを支援するほか、実態に合った土地利用のため、「野田農業振興地域整備計画」の見直しを進めていく必要がある。
- (5) 海岸保全対策については、東日本大震災で被災した海岸堤防が整備された一方で、下安家地区の堤防及び水門の整備、十府ヶ浦海岸の砂浜の海岸侵食、野田玉川海岸の崩落等の対策を国及び岩手県に求める必要がある。
- (6) 治水対策については、明内川下流部の分水路による城内地区の浸水対策がなされているが、より一層の城内地区全体における浸水対策のためには、上流部で計画されている分流河川整備を完成させる必要がある。  
また、令和元年東日本台風では、初めて宇部川の堤防から越水し、家屋の浸水被害が発生したことから、岩手県による河川整備、河道掘削等の適正な維持管理及び整備が必要である。
- (7) 治山対策については、岩手県等の関係機関と連携を図り、事業を実施している。  
今後も、集中豪雨等による山地災害を未然に防ぐため、地域からの情報等により危険箇所の把握に努める必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
4-1 適正な土地利用と村土の保全	(1) 土地利用計画体系の整備
	(2) 農業振興地域整備計画
	(3) その他の土地利用
	(4) 海岸保全対策の推進
	(5) 治水対策の推進
	(6) 治山対策の推進

### 3 主要施策の方向

#### (1) 土地利用計画体系の整備

自然環境の保全を図り、引き続き土地の適正利用に努めるとともに、必要に応じて土

土地利用計画の策定を検討する。

## (2) 農業振興地域整備計画

「野田農業振興地域整備計画」に基づき、優良農地の確保・保全を図るとともに、遊休農地解消策を促進し、農地の有効利用に努める。

## (3) その他の土地利用

- ① 河川及び水路については、水資源の確保、水害の防止等の安全性を確保するとともに、自然環境の保全及び潤いある水辺空間としての利用を図る。
- ② 農業基盤整備については、環境配慮及び水害防止の観点から、用水、排水路等の整備に努める。
- ③ 統合型地図情報システムの登記情報の毎年更新及び航空写真情報の定期的更新を目指す。  
また、必要に応じて、関係機関相互の情報の利活用を推進する。

## (4) 海岸保全対策の推進

下安家地区の津波対策、十府ヶ浦海岸の砂浜の侵食及び野田玉川海岸の崩落等の対策について岩手県へ要望を行う。

## (5) 治水対策の推進

- ① 浸水被害を低減するため、明内川、泉沢川、米田川及び安家川を含めた計画的な河道掘削、宇部川の堤防かさ上げ及び法面のコンクリート被覆等の維持管理及び整備について、岩手県へ要望を行う。
- ② 城内地区の台風、豪雨等の浸水被害を防止するため、明内川上流の分流河川整備について岩手県への要望を行う。

## (6) 治山対策の推進

山地災害危険地区の把握に努め、岩手県及び関係者と連携し、治山事業を実施する。

表21－地目別面積

単位：ha、%

区 分	平成27年		令和2年		令和7年	
	面 積	構 成 比	面 積	構 成 比	面 積	構 成 比
山 地	7,076	87.6	7,092	87.8	7,092	87.8
農 地	458	5.7	438	5.4	435	5.4
田	148	1.8	137	1.7	136	1.7
畑	310	3.9	301	3.7	299	3.7
宅 地	155	1.9	148	1.9	150	1.9
そ の 他	391	4.8	402	4.9	403	4.9
総 面 積	8,080	100.0	8,080	100.0	8,080	100.0

資料／土地に関する概要調書(各年1月1日時点)

## 基本施策2 公共交通の充実

### 1 現況と課題

- (1) 三陸鉄道は、自家用車の普及、生徒数の減少等により、利用者数が減少傾向にある中で、各種企画列車の運行及びイベントを実施している。

米田地区に十府ヶ浦海岸駅が整備され、久慈駅から大船渡市の盛駅（さかり駅）までがリアス線として運行されたことで、第3セクター鉄道として日本最長の総延長163kmとなっている。

なお、三陸鉄道の運営を維持していくために各種補助を実施しているが、利用者補助制度の周知等を行い、マイレール意識の醸成を図る必要がある。

- (2) 村営バス運行事業については、2台体制での運行、運賃の無料化等の利便性の向上に努めている。生活交通の役割を果たすため、運行ルート、運行方法の見直し等、利便性の向上につながる施策の推進が必要である。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
4-2 公共交通の充実	(1) 鉄道利用者の利便性の向上
	(2) バス利用者の利便性の向上

### 3 主要施策の方向

#### (1) 鉄道利用者の利便性の向上

- ① 鉄道利用者の利便性の向上を図るため、ほかの交通機関との連携に努めるとともに、三陸鉄道と村営バスとの接続調整を図る。
- ② 三陸鉄道の利用促進のため、各種イベントの実施及びマイレール意識の高揚を図る。

#### (2) バス利用者の利便性の向上

- ① 村営バス利用者の利便性の向上を図るため、運行ルートの見直し及び停留所の新設・廃止等の住民のニーズに合った快適で効率的な運用に努める。
- ② 通学バスによる混乗バスの運行を継続し、住民ニーズに対応した輸送サービスを総合的に捉えた効率的かつ効果的な形態の研究を進める。

表22－公共交通の利用状況

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
三陸鉄道	48,510	49,122	41,776	39,622	33,027
村営バス	10,241	9,131	7,747	7,443	7,948

資料／三陸鉄道(株)（三陸鉄道分）、未来づくり推進課（村営バス分）

※ 三陸鉄道分は陸中野田駅乗車数の状況

## 基本施策3 住宅・住環境の整備

### 1 現況と課題

(1) 村営住宅130戸を管理しており、引き続き「野田村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、村営住宅整備等基金を活用した維持管理に努める。

(2) 空き家情報バンク制度を実施しており、移住者の住宅確保に係る経費を補助するなど定住促進事業を展開している。

今後も、各種広報媒体による周知を行い、移住・定住対策事業を充実させる必要がある。

(3) 空き家は全国的に増加傾向にあり、本村においても空き家が散見されており、適切な管理が行われていないことで防犯、衛生及び景観への悪影響が懸念されている。

所有者が遠方にいるケース、相続人不存在も含めて死亡者名義のままのケース等があり、所有者又は相続人（以下「所有者等」という。）が適切な管理をするよう意識啓発を図る必要がある。

また、所有者等の空き家に対する解体、修繕又は利活用に係る手続き及び費用に対する負担感は大きく、空き家が増加する原因となっているため、それを支援する対応が必要である。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
4-3 住宅・住環境の整備	(1) 良質な住宅の供給の促進
	(2) 定住対策の推進
	(3) 空き家対策の推進

### 3 主要施策の方向

#### (1) 良質な住宅の供給の促進

今後も「野田村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、村営住宅の計画的な改修を図り、良質な住環境の提供に努める。

#### (2) 定住対策の推進

① 空き家情報の充実を図り、移住・定住支援情報の周知を図るとともに、村有地を利活用した各種の施策も含め、積極的に定住者の受入れを図る。

② 移住者の住宅及び土地の購入、賃貸住宅家賃、移住・定住者向け住宅の改修等の支援を行い、本村への移住及び定住を図る。

#### (3) 空き家対策の推進

① 空き家の把握及び適正な管理の周知啓発を通して、空き家の発生抑制に努めるとともに、定住対策の推進を含めて利活用を促進していく。

② 地域の住環境の保全を図るため、特定空き家を含めた空き家への必要な対応に努める。

③ 空き家対策には、官民連携した総合的な取組が必要であるため、情報共有に努めるとともに、横断的に推進していく。

## 基本施策4 水資源の確保と水道の整備

### 1 現況と課題

- (1) 水源かん養保安林を指定し、水源地域の保全及び保水機能の確保に努めている。
- (2) 本村の主な水源は、2級河川が6河川、準用河川が2河川、合わせて8河川からなり、大部分の水需要を河川表流水でまかなっている。
- (3) 水道は、快適で衛生的な生活を営む上で必要不可欠な施設であり、住民に豊かで清浄な水を安全に安定して供給する必要がある。  
下水道整備に伴う水需要の増加が見込まれる一方で、人口減少及び節水型社会への移行による水需要の減少も見込まれる。
- (4) 農業用水については、ほ場整備事業による水路整備のほか、各地域の農地保全会及び水利組合が用水路の維持管理を行っている。
- (5) 水源及び水質汚濁については、公共下水道施設の整備及び浄化槽の設置により、生活雑排水の抑制に努めている。
- (6) 配水管布設事業、施設の改修事業等を実施し、有収率<sup>\*</sup>の向上に努め、水道水の安定供給に努める必要がある。

※有収率

水道事業で供給した配水量のうち、水道料金に反映される使用された給水量の割合のこと。施設の稼働状況の効率性を示す指標で、低い場合には、主に漏水が原因として考えられる。

- (7) 豊かで清浄な水を供給するため、水源流域の水質汚染等に対する監視体制及び水質検査を徹底する必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
4-4 水資源の確保と水道の整備	(1) 水資源の確保
	(2) 農業用水の有効利用
	(3) 公営企業会計の運用
	(4) 水道施設の整備充実
	(5) 安定供給の確保
	(6) 安全性の確保

### 3 主要施策の方向

#### (1) 水資源の確保

- ① 引き続き森林伐採後の人工造林を推進し、森林の保水能力の確保に努める。
- ② 水需要に対応するため、適正な有収率を確保するとともに、節水意識を高めるよう努める。
- ③ 水源の汚染等を未然に防止するため、監視体制の充実を図るとともに、きれいな水が確保されるよう水洗化率の向上及び生活雑排水の抑制を呼びかける。

#### (2) 農業用水の有効利用

ほ場整備などの基盤整備により、安定した農業用水の確保に努める。

### (3) 公営企業会計の運用

「野田村簡易水道事業経営戦略」の改定と合わせて、アセットマネジメント計画<sup>\*</sup>を策定し、適正な水道料金を設定するよう努める。

※アセットマネジメント計画

持続可能な水道事業の実現のため、中長期的な視点による資産管理計画のこと。

### (4) 水道施設の整備充実

- ① 計画的な水道施設の改修を行い、災害に強い水道施設の確立を図る。
- ② 下水道整備に伴う水需要の増加に対応するため、計画的かつ効率的な施設整備を推進する。

### (5) 安定供給の確保

- ① 計画的な施設の更新、維持管理等により、水道水の安定供給を図る。
- ② 水は有限かつ貴重な資源であることから、節水意識の高揚を促進する。

### (6) 安全性の確保

安全で安定した水道水を確保するため、住民及び関係機関と連携し、水源流域の水質汚染等に対する監視体制に努めるほか、法で定められた水質検査を実施する。

表23－水道施設の状況

単位：m<sup>3</sup>、%、人

年 度	配 水 量 ( A )	給 水 量 ( B )	有 収 率 ( B / A )	人 口 ( C )	給水人口 ( D )	普 及 率 ( D / C )
令和 2 年度	687,094	284,451	41.39	4,201	3,922	93.35
令和 3 年度	604,921	338,877	56.02	4,144	3,879	93.60
令和 4 年度	657,695	333,478	50.70	4,085	3,822	93.56
令和 5 年度	656,903	323,708	49.27	4,002	3,753	93.77
令和 6 年度	640,344	320,861	50.10	3,953	3,717	94.02

資料／地域整備課

※ 配水量は、浄水場から配水された総水量のこと。

※ 給水量は、水道料金の算定基礎となる水量のこと。

## 基本施策5 下水道の整備

### 1 現況と課題

- (1) 下水道は、住民の快適で衛生的な生活及び良好な居住環境の確保、河川、海等の公共用水域の水質保全を図るために極めて重要である。
- (2) 公共下水道施設及び各集落排水施設の整備により、供用開始区域内の水洗化率は向上しているが、健全な経営を推進するため、更に接続率の向上を図ることが必要である。集合処理区域以外については、水質保全及び快適で衛生的な生活環境を確保するために水洗化が必要であることから、浄化槽の普及促進に努める必要がある。
- (3) 北区地区の家屋浸水対策については、「野田村公共下水道事業計画」に基づき、3か所の排水ポンプ施設の整備が必要とされており、そのうち宇部川第3及び第5排水区

ポンプ場の2か所の整備が完了している。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
4-5 下水道の整備	(1) 公営企業会計の運用
	(2) 下水道施設の整備
	(3) 集落排水施設の整備
	(4) 浸水対策施設の整備
	(5) 浄化槽の設置整備

## 3 主要施策の方向

### (1) 公営企業会計の運用

「野田村下水道事業経営戦略」の改定を行い、その中で適正な下水道使用料を検討する。

### (2) 公共下水道施設の整備

野田浄化センター及びマンホールポンプの施設及び設備の老朽化が進んでいることから、「野田村下水道施設ストックマネジメント計画\*」に基づき、経済的かつ効率的に更新を進めるとともに、供用開始区域内の未接続世帯の接続の推進を図る。

※野田村下水道施設ストックマネジメント計画  
持続可能な下水道事業の実現のため、下水道施設の老朽化状況を把握し、効率的に維持管理する計画のこと。

### (3) 集落排水施設の整備

供用開始区域内の接続率の向上を図るとともに、集落排水施設の有効利用による健全な経営に努める。

### (4) 浸水対策施設の整備

北区地区の家屋浸水対策として、「野田村公共下水道事業計画」に基づき、残る宇部川第8排水区ポンプ場の整備について再検討する。

### (5) 浄化槽の設置整備

集合処理区域以外の地域については、浄化槽設置整備事業の導入等により浄化槽の普及促進に努め、水洗化率の向上を図る。

表24－汚水処理施設の状況

単位：人、%

施設	処理区内人口 ( A )	接続人口 ( B )	水洗化率 ( B / A )
公共下水道施設	2,882	2,060	71.4
玉川地区農業集落排水施設	269	231	85.9
米田地区農業集落排水施設	171	159	93.0
下安家地区漁業集落排水施設	87	86	98.9
久喜地区漁業集落排水施設(中沢地区)	39	38	97.4
浄化槽	433	343	79.2
合計	3,881	2,917	75.2

資料／地域整備課(令和7年3月31日時点)

※ 浄化槽の処理区内人口は集合処理区域外の人口であるが、接続人口には公共下水道施設の処理区域内に設置している人口を含む。

表25－浄化槽の設置状況

単位：基

平成2年度～ 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	累計
186	2	2	2	1	0	193

資料／地域整備課

## 基本施策6 道路網・道路環境の整備

### 1 現況と課題

- (1) 三陸沿岸道路が全線開通したことから、沿岸北部と盛岡間を結ぶ新たな高規格道路の早期整備を関係市町村、団体等が国及び岩手県に対して訴えていく必要がある。
- (2) 広域的な道路には、国道45号が南北に縦走しているほか、主要地方道の県道野田山形線、一般県道野田港線、野田長内線及び安家玉川線の4路線がある。このうち、玉川地区の国道45号への歩道の設置、県道野田山形線の一部の狭あい区間の解消等の要望活動を継続していく必要がある。
- (3) 本村が復興交付金事業で整備した避難道路は、生活道路として活用され、住民の利便性が向上している。

本村の道路は改良率・舗装率とも年々向上しているが、それに伴う施設の維持管理の増加、除排雪範囲の拡大等があるため、計画的に維持管理を行い、安全で円滑な交通確保に努める必要がある。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
4-6 道路網・道路環境の整備	(1) 高規格幹線道路網等の整備
	(2) 広域幹線道路網等の整備
	(3) 生活道路網の整備
	(4) 道路環境の整備

## 3 主要施策の方向

### (1) 高規格幹線道路網等の整備

東北新幹線、東北縦貫自動車道等の高速交通体系へのアクセス道路の整備について、岩手県道路整備促進期成同盟会等と連携しながら関係機関への要望を行う。

### (2) 広域幹線道路網等の整備

① 広域的な幹線道路網の整備拡充を図るため、久慈市への迂回路として、県道野田山形線の狭あい部分の拡幅整備及び災害に強い道路網の整備促進について岩手県へ要望を行う。

② 沿岸北部と盛岡間の移動時間の短縮により、防災、医療、教育、観光等の多面的分野の改善及び充実を図り、安全で安心な住みよい生活の確保のため、沿岸北部と盛岡間を結ぶ新たな高規格道路の整備促進について岩手県へ要望を行う。

③ 玉川地区の国道45号への歩道の整備について国へ要望を行う。

④ 国道281号については、一般広域道路として位置付けられ、地域間の交流促進及び連携強化、観光振興等による地域経済の活性化、救急医療機関への搬送時間の短縮等に資する重要な路線である。

また、台風等の災害による不通箇所が多数発生したことから、全線の抜本的な改良整備について国及び岩手県へ要望を行う。

### (3) 生活道路網の整備

① 日常生活を支える生活関連道路等の老朽化した道路施設の補修を計画的に推進する。

② 良質な住宅及び宅地の供給を促進するためのアクセス道路を計画的に整備する。

③ 地域振興及び産業振興に資する道路を計画的に整備する。

### (4) 道路環境の整備

① 冬期間の安全で円滑な交通を確保するため、除排雪対策の充実を図るとともに、国道及び県道の歩道除雪について関係機関に要望し、連携して進める。

② 地域住民、事業者等と連携を図り、道路の適正な維持管理を行うとともに、バリアフリー化等の人にとやさしい道路環境の整備に努める。

表26―道路の整備状況

単位：m、%

区分	総延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
国道	17,670	17,670	100.0	17,670	100.0
県道	19,787	18,686	94.4	19,644	99.3
村道	138,462	115,506	83.4	111,045	80.2
合計	175,919	151,862	86.3	148,359	84.3

資料／地域整備課（令和7年3月31日時点）

※ 改良済延長は、法令の規格に適合した道路の長さをいう。

## 基本施策7 地域情報化の充実

### 1 現況と課題

- (1) 地域情報化事業により光ファイバー網が村内全域に整備され、社会情勢に合わせた事業展開ができる通信環境が整っている。
- (2) 情報伝達手段として活用している防災行政無線は、適正な管理運営を行っている。今後は、機器の老朽化も進んでいるため、機能強化を含めた機器の更新を検討していく。
- (3) 村公式ウェブサイトでは、イベント、取組等の情報発信を行っている。住民に対する情報提供を迅速に行うとともに、各種SNSでの配信と合わせたペーパーレス化を推進する必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
4-7 地域情報化の充実	(1) 情報通信網の整備充実
	(2) 情報化の推進

### 3 主要施策の方向

#### (1) 情報通信網の整備充実

- ① 地域情報化事業により整備した光ファイバー網の適切な維持管理を実施する。
- ② 防災行政無線については、適切な管理の下、情報伝達手段として活用を図る。機器の老朽化も進んでいるため、機能強化を含めた機器の更新を検討していく。

#### (2) 情報化の推進

迅速に情報公開できる各種SNS及び村公式ウェブサイトを活用し、適正な情報発信及びサイト管理を行う。

# 基本目標5 安全で安心できる住みよいむらをめざして

## 基本施策1 消防・救急体制の強化

### 1 現況と課題

- (1) 久慈広域連合久慈消防署野田分署（以下「野田分署」という。）及び野田村消防団（以下「消防団」という。）により、火災予防について継続的に広報を行っているほか、火災予防運動においては、消防団が一般家庭予防査察を実施し、住民の防火意識の高揚に努めている。
- (2) 消防・救急体制の拠点となる野田分署において、消防団との連携を強化している。  
また、消防ポンプ車、高規格救急車等の消防・救急施設や機材については、計画的な更新を行っているほか、消防団の活性化については、久慈広域連合消防本部（以下「消防本部」という。）と連携し、新入消防団員の育成を実施する等の知識及び技術の向上に努めている。一方で、消防団員の確保は課題となっている。
- (3) 救急体制の充実については、消防本部とともに救急体制の向上及び救急救命士の確保に努めているほか、今後も救急設備の更新等の整備を行う必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
5-1 消防・救急体制の強化	(1) 火災予防の推進
	(2) 消防体制の充実
	(3) 救急体制の充実

### 3 主要施策の方向

#### (1) 火災予防の推進

火災予防運動などをつうじて、防火思想の普及及び広報活動に努め、住民の防火意識の高揚を図る。

また、野田分署及び消防団と連携し、火災の未然防止に努める。

#### (2) 消防体制の充実

村内の消防水利が不足している地区を優先し、防火水槽を基本とした計画的な消防水利整備に努める。

また、消防団と連携し、消防団員の確保に努めるとともに、計画的に消防車両、施設、資機材等の整備を進める。

#### (3) 救急体制の充実

必要な救急資機材の整備に取り組み、救急体制の充実を図る。

表27－火災発生状況

単位：件、棟

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出火件数	0	0	2	1	1
焼損棟数	0	0	0	1	1

資料／野田分署（各年1月1日から12月31日までの発生件数・焼損棟数）

表28－消防体制状況

単位：台、%

区 分	消防ポンプ自動車	救急車	小型動力ポンプ積載車	その他両車	消防水利充足率
消防団	3	0	9	2	88.1
野田分署	1	1	0	0	

資料／野田分署（令和7年4月1日現在）

表29－救急出動件数

単位：件

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
救急出動件数	205	234	274	254	269

資料／野田分署（各年1月1日から12月31日までの出動件数）

## 基本施策2 防災体制の強化

### 1 現況と課題

- (1) 「野田村国土強靱化地域計画」に基づき、過去の災害における経験等をいかした災害に強いむらづくりを推進していく必要がある。
- (2) 地域防災体制の強化については、防災訓練の実施、非常用物品等の備蓄を行い、津波、土砂災害等の災害に備えていく必要がある。  
また、「野田村地域防災計画」及びハザードマップを見直し、各種広報媒体を通じて避難場所及び土砂災害危険箇所の周知を図っている。
- (3) 現在、村内で自主防災組織が5団体活動しており、コミュニティ助成事業助成金等を活用した資機材購入や自主防災組織の活動に対する支援に努めている。今後、より一層の自主防災組織の結成支援に努める必要がある。
- (4) 広域防災体制については、日頃から近隣市町村との連絡体制を保持し、台風及び大雨等災害時に情報共有を図っており、今後も連携を密にしていく必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
5-2 防災体制の強化	(1) 村の地域防災体制の充実
	(2) 広域防災体制の確立
	(3) 住民による地域防災体制の強化

### 3 主要施策の方向

#### (1) 村の地域防災体制の充実

- ① 今後、発生が予想される大津波及び近年頻発する豪雨災害等への対応について多面的に検討するほか、海岸保全対策や下安家地区の津波対策等について岩手県へ要望を行う。
- ② 災害時に迅速かつ適正な対策を講じ、地域状況の変化に適応するよう、「岩手県地域防災計画」の改定に応じて、「野田村地域防災計画」の見直しを検討していく。
- ③ 災害等の発生に備え非常食などの備蓄及び管理を行う。
- ④ 「野田村国土強靱化地域計画」に基づき、国及び岩手県と一体となって、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な暮らしづくりを推進する。

#### (2) 広域防災体制の確立

広域防災体制の確立を図るため、近隣市町村はもちろんのこと、消防、警察、自衛隊等の関係機関との連携を強化して災害発生時の対応に備える。

#### (3) 住民による地域防災体制の強化

- ① 住民の防災意識の高揚を図るため、地域特性を考慮した防災訓練を実施する。  
また、自主防災組織の活動を活性化するため、補助金を交付する。
- ② 自主防災組織の結成支援を進めるとともに、避難行動要支援者名簿及び福祉避難所を活用し、地域と一体となった災害弱者への支援体制を強化する。

## 基本施策3 震災伝承の充実

### 1 現況と課題

- (1) 東日本大震災の記録及び記憶を継承するための取組として、震災伝承ネットワーク協議会が行う「震災伝承施設」への登録を行うとともに、観光振興、震災学習等にも波及するコンテンツの充実のため、震災伝承専用ウェブサイトの作成、多言語表示等に取り組んでいる。  
今後も震災伝承施設や専用ウェブサイトの維持管理に努めるとともに、観光振興や震災学習の枠組みを活用しつつ、総合的なガイドの育成の取組を推進していく必要がある。
- (2) 追悼・祈念の行事を継続し、震災の記憶を後世に伝えていくことが必要である。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
5-3 震災伝承の充実	(1) 震災伝承の充実

### 3 主要施策の方向

#### (1) 震災伝承の充実

- ① 東日本大震災の記録及び記憶を継承するため、震災伝承関連施設や震災伝承専用ウェブサイトの維持管理に努めるとともに、観光振興や震災学習を通じ、ガイドの育成に取り組む。
- ② 東日本大震災の記憶と教訓を次世代へ確実に伝える必要があることから、東日本大震災追悼行事を継続していく。

## 基本施策4 自然環境の保全と活用

### 1 現況と課題

- (1) 本村は、海岸線一帯を三陸復興国立公園に指定されているほか、希少動植物を育む豊かな自然環境を有している。この豊かな自然環境を次世代へと継承するため、住民共通の責務として保全管理に努める必要がある。

また、住民、団体等と協働して、地域の自然環境への理解を深め、本村への愛着心の醸成のため、意識啓発、自然環境を活用した取組、景観美化活動等を充実させていく必要がある。

- (2) 十府ヶ浦公園、ひだまり公園等は、住民の散歩コース、子どもの遊び場、憩いの場等として多くの人々に利用されており、今後も利用者の多種多様な活用及び利便性の向上を図るため、適切な維持管理に努める必要がある。

また、十府ヶ浦公園、ひだまり公園等の維持管理は、官民協働で実施されているが、今後は、高齢化、地域コミュニティの変化等により、官民協働での維持管理が困難となる可能性があり、維持管理費用の増加が懸念される。

- (3) 農村公園及び緑地休養施設（以下「アジアの広場」という。）は、適切な維持管理に努めるとともに、利用実態や将来的な活用方法を勘案し、地域とともに施設の在り方の検討を進める必要がある。

また、安全に利用できるよう、老朽化した遊具及び設備の修繕、撤去等を検討していく必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
5-4 自然環境の保全と活用	(1) 自然環境の保全と活用の推進
	(2) 公園・緑地の維持管理

### 3 主要施策の方向

#### (1) 自然環境の保全と活用の推進

- ① 玉川野営場を含めた三陸復興国立公園の保護管理の強化を図るとともに、本村の豊かな自然環境を次世代へと継承するため、自然環境の保全管理に努める。
- ② 公共工事を実施する際には、自然環境との調和及び動植物の生育環境への影響を考慮した工法の選択に努める。

- ③ 住民、団体等と協働して、地域の自然環境への理解を深め、本村への愛着心の醸成のため、各種広報媒体による情報発信及び意識啓発、自然環境を活用した取組、景観美化活動等の充実を図る。

## (2) 公園・緑地の維持管理

- ① 十府ヶ浦公園、ひだまり公園等については、遊具及び設備の定期的な点検、修繕等の適正な維持管理に努めるとともに、より一層の利活用を促進するため、利便性の向上を図る。

また、官民協働による維持管理体制の継続に努めるとともに、関係団体と連携して今後の体制を検討する。

- ② 農村公園及びアジアの広場については、遊具及び設備の定期的な点検、修繕、撤去等の適切な維持管理に努める。

また、利用実態や活用方法を踏まえた施設の在り方の検討を進める。

## 基本施策5 環境衛生の充実

### 1 現況と課題

- (1) 本村におけるここ数年のごみの収集量をみると減少傾向にある。今後も、関係団体と協力しリサイクルに関する普及啓発活動を行うなど多角的な視点でごみの分別・減量化を促進する必要がある。

- (2) ごみの不法投棄については、定期的なパトロール及びごみの回収を実施したが、不法投棄が無くならない状況である。

また、産業廃棄物処理は排出者責任の原則に立ち、啓発活動により事業者から一定の理解を得られている。

なお、ごみの不法投棄、産業廃棄物のパトロール等を強化し、継続的・総合的な取組が必要である。

- (3) 本村では「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を宣言している。今後も、二酸化炭素排出量実質ゼロへの取組として、一般家庭における再生可能エネルギー設備の導入促進事業を継続し、普及・啓発活動を推進する必要がある。

- (4) 事務事業の効率化を図るため、久慈広域連合において広域的なごみ・し尿処理を行っている。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
5-5 環境衛生の充実	(1) ごみの減量化・分別収集の徹底
	(2) 産業廃棄物の適正処理の推進
	(3) 不法投棄の防止
	(4) リサイクルの促進
	(5) 公害防止対策の推進
	(6) エネルギー対策の推進

### 3 主要施策の方向

#### (1) ごみの減量化・分別収集の徹底

① ごみの排出抑制と再資源化を進めるため、野田村衛生班連合会（以下「衛生班連合会」という。）と連携し、ごみの減量化及び分別収集の意義、効果等を広報活動により啓発する。

また、正しい分別方法を再確認するとともに、資源回収ステーションの利用を促進する。

- ② 生ごみ処理機、コンポスト等の購入に対する補助制度の普及に努める。
- ③ ごみの分別・減量化マニュアルを作成し、ごみの減量化及び再資源化を推進する。
- ④ 地区や学校で行っている地域の環境衛生活動を、本村及び衛生班連合会が連携し、支援するとともに、資源回収ステーションの整備を支援し、集団回収に取り組む。

#### (2) 産業廃棄物の適正処理の推進

排出者責任の原則に立ち、事業者に対し適正な処理を促すとともに、引き続き啓発活動に努める。

#### (3) 不法投棄の防止

環境破壊につながるごみの不法投棄を防止するため、関係機関と連携しパトロールなどを実施するとともに、未然防止のための啓発活動に努める。

#### (4) リサイクルの促進

① 家庭ごみ分別収集計画表を配布し、資源ごみの分別を徹底するよう周知するとともに、プラスチック容器包装、小型家電、雑がみ等のリサイクルに取り組む。

また、資源回収ステーションの整備を支援する。

② 容器包装リサイクルや家電リサイクルに関し、各種広報媒体で再資源化の意識啓発を図り、ごみの減量化及び不法投棄の防止対策につなげるよう取り組む。

また、久慈広域連合での資源ごみ回収に加え、資源ごみの集団回収奨励金交付事業を継続し、再資源化を図るとともに、資源回収ステーションの管理運営などの資源回収システムの構築を図る。

#### (5) 公害防止対策の推進

① 関係機関と連携した調査、パトロールの実施等、監視体制の強化を図るとともに、発生源となる事業所などに対する指導強化及び公害の未然防止に努める。

② 住民の公害防止に対する協力を得るため、広報活動及び環境教育を推進し、住民の環境保全意識の向上に努める。

#### (6) エネルギー対策の推進

二酸化炭素排出量削減のため、再生可能エネルギーの利用などについて、住民の意識啓発を図るとともに、導入を推進する。

また、北岩手循環共生圏等と連携し脱炭素社会の実現に取り組むとともに、新たな再生可能エネルギーの導入の可能性を検討する。

表30—ごみ・し尿の収集状況

単位：t、KL

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ご み	可燃ごみ収集量	1,080.70	1,026.09	996.51	990.64	953.96
	不燃ごみ収集量	60.83	54.52	57.10	51.88	49.52
	資源ごみ収集量	128.85	127.05	118.68	110.18	101.60
	総 収 集 量	1,270.38	1,207.66	1,172.29	1,152.70	1,105.08
し 尿	し尿汲取収集量	1,177.21	1,108.78	1,024.09	953.45	906.75
	浄化槽汚泥収集量	732.50	704.50	475.00	495.10	451.70
	総 収 集 量	1,909.71	1,813.28	1,499.09	1,448.55	1,358.45

資料／住民生活課

## 基本施策6 地域安全の推進

### 1 現況と課題

(1) 交通指導員による交通安全教室の開催や街頭指導等による交通安全運動を始めとした啓発活動を実施している。

今後も、各種媒体での広報、街頭指導等の啓発運動を継続していく必要がある。

(2) 警察及び関係機関と交通安全施設の点検を行い、施設の改善要望や整備に努める必要がある。

(3) 被害者救済対策として交通災害共済への加入を推進している。

(4) 野田村地域安全協議会防犯部会を中心に、防犯指導や防犯に関する広報活動を行い、住民の防犯意識の啓発に努めている。

(5) 歩行者の安全・安心な通行を確保するため、町内会等が実施する防犯灯設置に対し支援を行い、防犯環境の整備に努めている。

(6) 悪徳商法などの詐欺被害や消費生活に関する相談・苦情に対応するため、久慈地区4市町村共同で開設している久慈広域消費生活センターと連携し、消費者保護対策を実施している。

消費者を取り巻く環境はインターネットの普及により大きく変化しており、相談体制の周知や消費者教育の充実、広報啓発が必要である。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
5-6 地域安全の推進	(1) 交通安全思想の普及
	(2) 道路交通の安全性の確保
	(3) 交通事故被害者の救済
	(4) 防犯意識の啓発
	(5) 防犯施設の整備
	(6) 消費者保護の推進

### 3 主要施策の方向

#### (1) 交通安全思想の普及

交通安全教育、街頭指導等の交通安全運動を通じ、村ぐるみによる交通安全意識の高揚を図る。

#### (2) 道路交通の安全性の確保

- ① 道路安全標識などの交通安全施設の改善要望、整備に努め、安全で円滑な道路交通の確保を図る。
- ② 警察及び関係機関とパトロールを行い、道路環境の向上に努める。

#### (3) 交通事故被害者の救済

関係機関と連携し、交通事故被害者救済対策の交通災害共済の加入推進に努める。

#### (4) 防犯意識の啓発

- ① 防犯に関する広報啓発により、住民の自主防犯意識の高揚を図る。
- ② 野田村地域安全協議会防犯部会の研修会や関係機関の連携により、体制強化に努める。

#### (5) 防犯施設の整備

地域の要望を踏まえ、防犯環境の整備に努める。

#### (6) 消費者保護の推進

- ① 消費者の安全と利益を守るため、的確な情報把握に努め、関係機関と連携した相談対応など迅速な対応に努める。
- ② 消費者教育の推進、消費者生活に関する広報啓発の充実に努める。

表31－交通事故発生件数

単位：件、人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人身事故件数	3	0	3	0	4
死者数	1	0	0	0	0
傷者数	4	0	3	0	6

資料／久慈警察署

# 基本目標6 住民と行政の連携による持続可能なむら をめざして

## 基本施策1 住民参画の推進

### 1 現況と課題

- (1) 各地区、団体の代表者等で組織する21世紀むらづくり委員会において、全体会のほか、総務、住民福祉、産業振興及び地域整備の4つの部会を設置し、審議を行っている。  
また、住民懇談会を開催し、住民と直接対話する機会を設け、住民参画によるむらづくりに努めている。  
今後は、地域住民からの声を聴く多様な機会の確保に努め、協働型のむらづくりを進めていく。
- (2) 男女共同参画社会の推進については、「野田村男女共同参画基本計画」に基づく各種活動を実施している。  
今後も、各種広報媒体を通じた意識啓発を行い、男女共同参画社会の実現を推進していく必要がある。
- (3) 村政に関する広聴広報については、毎月発行する広報紙やカレンダーのほか、各種SNS、村公式ウェブサイトによる情報発信を行っている。  
今後は、各種SNSを更に活用しチラシなどの削減に努める必要がある。
- (4) 情報公開の推進については、行政の説明責任を果たすとともに、保有する行政情報を有効に活用することが重要である。今後も、環境の整備に努め、保有する個人情報の取扱いについて留意しながら、適正に運用していく必要がある。
- (5) コミュニティ活動の推進については、野田村むらづくり運動推進協議会（以下「むらづくり運動推進協議会」という。）が村土クリーン作戦や小正月行事などを各種団体の協力により実施しているほか、地域などの自主的な地域づくりを支援するため、各種補助金により助成している。
- (6) 人口減少及び高齢化に伴い、町内会、自治会等の地域コミュニティ活動の継続が懸念されることから、今後の地域コミュニティの活性化に向けた対策が求められている。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
6-1 住民参画の推進	(1) 協働型むらづくりの推進
	(2) 男女共同参画社会の推進
	(3) 広聴広報の充実
	(4) 情報公開の推進
	(5) コミュニティ活動の推進

### 3 主要施策の方向

#### (1) 協働型むらづくりの推進

- ① 協働型のむらづくりを推進する上で、住民と懇談する機会を確保し、住民の声が一層届く住民参画によるむらづくりを進める。

- ② 各種計画の策定、施策の方向決定等の際には、住民を代表する主体的な機関として21世紀むらづくり委員会の機能を強化するとともに、アンケート、パブリックコメント等の取組を促進し、住民との協働を推進する。

## (2) 男女共同参画社会の推進

男女共同参画推進協議会と連携し、男女共同参画社会実現への意識の醸成を図るとともに、推進体制の充実に努める。

## (3) 広聴広報の充実

広報紙やカレンダー、各種SNS、村公式ウェブサイトなどを活用した情報提供を継続する。情報提供の手段については、情報ごとに適切な媒体での周知に努めるとともに、紙媒体主体からの脱却を進める。

## (4) 情報公開の推進

様々な行政情報を整理し、共有化を図ることで、住民の利便性を高め、情報を入手しやすい環境を整備する。

また、情報公開における個人情報保護については、個人の権利利益を適切に保護するため、十分なセキュリティ対策を行う。

## (5) コミュニティ活動の推進

① むらづくり運動推進協議会の活動を継続的に支援し、より多くの住民を活動に巻き込む運営を進めることで、住民の意見を尊重した特色あるむらづくり運動を推進する。

② 地域の自主的な地域づくり及びコミュニティ活動への支援を行い、地域活動の活性化を図る。

## **基本施策2 行政サービスの充実**

### 1 現況と課題

- (1) 本村の上位計画である本計画を基本とした行政運営及び各種施策を推進しながら、持続可能な行政運営に組織全体で取り組む必要がある。
- (2) 多様化する行政需要に対応し、効率的な行政運営を推進するため、時代に即した事務事業の整理を行うとともに、職員の能力開発及び資質向上を図る必要がある。
- (3) 行政の情報化の推進については、今後も、計画的かつ合理的な事務機器の導入を行い、適切に運用していくとともに、情報管理の徹底を図る必要がある。
- (4) 窓口サービスについては、住民の利便性の向上を図るため、窓口延長を継続するほか、デジタル化の検討を進め、より一層の住民サービス向上を図る必要がある。
- (5) 指定管理者制度の推進については、各地区のコミュニティセンター、農村公園、観光施設等で導入している。今後も、運用を継続する必要がある。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
6-2 行政サービスの充実	(1) 行政機構の見直し
	(2) 施策及び事務事業の適正化
	(3) 職員の能力開発
	(4) 行政の情報化の推進
	(5) 窓口サービスの向上
	(6) 指定管理者制度の推進

## 3 主要施策の方向

### (1) 行政機構の見直し

増大する行政需要及び多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、自治体DX<sup>※</sup>の検討を進め、新たな組織形態、運営手法、働き方等について柔軟に取り組む。

※自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）  
地方自治体がデジタル技術を活用して、行政サービスの質を向上させ、業務を効率化する取組のこと。

### (2) 施策及び事務事業の適正化

- ① 行政関与の必要性、効率性、効果等を勘案し、引き続き事務事業の整理及び合理化を図る。
- ② 野田村総合計画を基本とした行政運営を推進するとともに、地方分権、県からの権限移譲等を含め、社会情勢の変化に対応した弾力的かつ効率的な行政運営に努める。

### (3) 職員の能力開発

多様化する社会情勢に合わせた職員の能力開発ができるよう、各種研修、人事交流、職員提案制度及び人材育成制度などを推進し、職員全体のスキルアップを図る。

### (4) 行政の情報化の推進

情報化に係るコストを見直しながら、効率的な機器の導入及び更新を進めるとともに、職員の情報リテラシー及びデジタル技術の活用に係る意識を醸成する。

### (5) 窓口サービスの向上

住民の利便性及び効率性の向上を図るため、窓口サービスの向上を図るとともに、時代に即した多様な行政サービスの展開について、デジタル技術の活用を検討する。

### (6) 指定管理者制度の推進

民間活力の積極的な活用及び住民ニーズに寄り添った施設運営に取り組むため、指定管理者制度が未導入の施設について、導入を検討するとともに、より効果的かつ効率的な指定管理者制度の活用を図っていく。

## 基本施策3 健全な財政運営

### 1 現況と課題

(1) 本村の財政構造は、自主財源の割合が低く、地方交付税、国庫支出金等の依存財源の割合が高い状態が続いている。

また、道の駅のだ及び野田小学校の整備事業の完了に伴い、実質公債費比率の増加による財政の硬直化が懸念される。住民ニーズに沿った柔軟な施策運営に資するよう、財政状況を注視していく必要がある。

(2) 村税の滞納繰越額は、滞納整理により減少傾向となっているが、滞納解消が困難なケースもある。負担の公平性の秩序を守りつつ、財源を確保していかなくてはならない。

(3) がんばるのだ応援寄附金（ふるさと納税）では、いただいた寄附金を子育て支援及び環境整備などに充てている。

今後も、各種媒体を使った広報戦略を行うなど周知に努めるとともに、返礼品の充実を進める必要がある。

(4) 公有財産は適正に管理運用していく必要があるが、特に公共施設は長期的な視点による修繕、更新、統廃合、長寿命化等を計画し、財政の見通しの正確性を担保する必要がある。

また、公共施設には、災害時に避難所、防災拠点等として活用する施設があるため、防災対策及び適正な維持管理に努める必要がある。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
6-3 健全な財政運営	(1) 財政運営の健全化
	(2) 公有財産の適正な管理運用

### 3 主要施策の方向

#### (1) 財政運営の健全化

- ① 経費削減及び自主財源の確保に努め、健全な財政運営となるよう適正な健全化判断比率を維持していく。
- ② 住民ニーズに沿った事業を最大限実施するため、国、県等の各種補助制度及び交付税算入率の高い起債の活用を十分に検討する。
- ③ 財源確保及び公平な負担の観点から、滞納解消に向け、必要に応じて滞納整理を実施するとともに、滞納者の個々の状況に合わせた納税相談に対応する。
- ④ ふるさと納税による寄附金などを有効活用しながら各種施策を実施し、もって本村の発展に寄与する。

#### (2) 公有財産の適正な管理運用

「野田村公共施設等総合管理計画」及び「野田村公共施設等個別施設計画」に基づき、長期的な視点による施設の修繕、更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行い、公有財産の適正な管理運用を行っていく。

また、災害時に避難所、防災拠点等として活用する公共施設については、防災対策及び適正な維持管理にも留意して管理運用を行っていく。

表32－財政指標

単位：％、財政力指数は指数値

財政指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実質収支比率	9.6	9.3	9.9	9.2	12.3
経常収支比率	87.4	81.4	87.3	86.8	90.1
財政力指数	0.22	0.21	0.21	0.20	0.20
実質公債費比率 (早期健全化基準)	7.1	6.6	6.4	6.9	6.2
	(参考) 25.0 (起債制限は18.0以上)				

資料／総務課

※ 実質収支比率は、実質収支額（純剰余金・実質赤字）の標準財政規模に占める割合。3～5％が望ましいとされる。

※ 経常収支比率は、経常的経費に充当された経常一般財源、臨時財政対策債等に占める割合。財政構造の弾力性を示し、90％以上は財政構造が硬直化しているといえる。

※ 財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力を示し、通常1を超えると普通交付税の不交付団体となる。

※ 実質公債費比率は、実質的な公債費相当額が標準財政規模に占める割合の過去3年間の平均値。健全化判断比率の1つ。

## 基本施策4 広域連携の推進

### 1 現況と課題

北奥羽開発促進協議会、岩手三陸連携会議等の幅広い圏域との連携を取りながら、広域のメリットをいかした効果的・効率的な質の高い行政サービスの推進を図っている。

### 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
6-4 広域連携の推進	(1) 広域連携の推進

### 3 主要施策の方向

#### (1) 広域連携の推進

- ① 広域的メリットをいかした効果的・効率的な質の高い行政サービスを推進するため、広域市町村と連携し、広域市町村圏における各種計画の着実な実現に努め、地域の活性化を図る。
- ② 社会情勢に合った広域行政を推進するとともに、北奥羽開発促進協議会、岩手三陸連携会議等のほかの圏域との連携を図り、本村の発展に寄与する。

## 基本施策5 地方創生の推進

### 1 現況と課題

- (1) 本村においても人口減少の傾向にあり、2050年には人口2,104人まで減少し、より一層の少子高齢化が進むと予測されている。

人口減少が続く事態を正面から受け止め、生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築するとともに、社会・経済が機能する適応策も講じることで、誰もが安心して暮らし続けられ、一人ひとりが幸せを実感できる野田村を目指し、野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）を推進することとしている。

総合戦略の実現に向けた基本目標「産業の振興により稼げる野田村をつくる」「安心して働き、暮らせる野田村をつくる」「野田村への人の流れをつくる」の達成のため、各種施策を検討し、実施することとしている。

- (2) 岩手県で実施するいきいき岩手結婚サポートセンターの入会登録料を全額助成し、お見合い事業、婚活イベント情報の提供等の男女の出会いづくりの支援を継続している。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
6-5 地方創生の推進	(1) 総合戦略の推進
	(2) 結婚活動の支援

## 3 主要施策の方向

### (1) 総合戦略の推進

総合戦略の基本目標を達成するため、各種の具体的施策を講じる。

### (2) 結婚活動の支援

- ① 少子化対策として、結婚支援団体等各種関係団体と連携し、結婚を望む男女の活動をサポートする。
- ② 結婚に伴う新生活を応援するため、スタートアップのための支援を図る。

## 基本施策6 交流活動の充実

### 1 現況と課題

- (1) スポーツ合宿や移住希望者の短期滞在施設として「移住交流体験施設」が活用されている。今後も利用促進に向けた広報活動の充実を図る必要がある。
- (2) 地域間交流については、東日本大震災の支援等を契機とした各種団体との交流を継続しており、「大阪大学オムニサイト協定<sup>\*</sup>」やチーム北リアスなど本村の政策にも寄与する発展した取組となっている。

また、友好町村である北海道様似町との相互交流についても、東日本大震災の職員派遣等を契機に活性化している。

<sup>\*</sup>大阪大学オムニサイト協定

東日本大震災後の大阪大学による復興支援と相互交流を目的とした活動で、本村と大阪大学とは協定を平成30年2月に締結している。

- (3) 東日本大震災を機に、多くの方々からの支援とともに新たなつながりが生まれた。本村への愛着や興味をもち、交流や支援を続けている人々を準村民登録制度である「心はいつものだ村民」として登録している。登録者数は年々増加しており、今後も広報活動

などを行いながら登録者の増加を目指す取組を行う必要がある。

## 2 基本施策の体系

基本施策	主要施策
6-6 交流活動の充実	(1) 地域間交流の推進
	(2) 交流活動の支援

## 3 主要施策の方向

### (1) 地域間交流の推進

- ① グリーン・ツーリズムの推進のため、本村の資源をいかしたツアー、体験プログラムの開発、民間受入れ農漁家の発掘及び育成等を推進する。
- ② 友好町村や本村とゆかりのある地域との交流、東日本大震災をつうじた各種団体との交流を通して、幅広い分野で住民相互の交流の活発化を促進する。

### (2) 交流活動の支援

- ① 本村と交流のある大学や企業等民間団体とのより一層の交流事業の推進、情報発信に努める。
- ② 移住交流体験施設の活用促進、新たな交流機会の創出等、本村と交流のある大学、企業等も含めた交流深化を図り、関係人口の拡大と地域活性化に資する。
- ③ 準村民登録制度である「心はいつものだ村民」の登録者数の増加を図るため、村公式ウェブサイト等の各種広報媒体での広報活動を継続的に行う。  
また、登録会員に対する情報発信に努めるとともに、新たな交流機会の創出等の関係性の深化に繋がる取組を進める。

表33ー心はいつものだ村民登録者数

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規登録者数	79	85	33	25	79
累 計	1,115	1,200	1,233	1,258	1,337

資料／未来づくり推進課

※累計は、登録開始から各年度末までの累計登録者数

# 第4編

# 前期主要事業計画

(令和8年度～令和12年度)

## 計画期間

基本構想 (10年間)

前期基本計画 (5年間)  
(令和8年度～令和12年度)

後期基本計画 (5年間)  
(令和13年度～令和17年度)

前期主要事業計画 (5年間)  
(令和8年度～令和12年度)

後期主要事業計画 (5年間)  
(令和13年度～令和17年度)

## <主要事業計画の見方>

### 基本目標 1 産業振興による地域活力の増進をめざして

基本構想で掲げた「本村の将来像を実現するための6つの基本目標」のうち、主要事業がどの基本目標に結びついているのかを示す。

#### 第1節 目標指標

基本目標を実現するための「基本施策ごとの具体的な達成基準」を示す。(数値目標の設定にそぐわない一部の基本施策には、目標指標は設定されない。)  
5年ごとの本計画の評価・見直しに活用される。

「基本目標 - 基本施策 基本施策名」

基本目標1の目標指標を次のとおりとする。

指標	目標	指標の推移
1-1 農業の振興 ① 1戸当たりの耕地面積	8,300 m <sup>2</sup>	

①②③……  
は基本目標ごとの指標の連番

計画期間満了年度である令和17年度を最終目標とした指標の推移を示す。(一部指標には、過去の参考数値がない場合がある。)

#### 第2節 主要事業計画一覧

基本施策ごとの主要事業の一覧

##### 基本施策1 農業の振興

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管関連
1-1-(1)-1	新規就農者支援対策事業	新規就農者に対する就農奨励金の支給・家賃助成及び研修受入農家に対する支援費の支給等を行う。	産-農林 ◇◆

「基本目標 - 基本施策 - 主要施策 - 番号」

主要事業を所管している課等

- ・総-庶務 総務課庶務防災班
- ・総-財政 総務課財政班
- ・住-住生 住民生活課住民生活班
- ・住-住環 住民生活課住まい・環境班
- ・保-福祉 保健福祉課福祉班
- ・保-保健 保健福祉課保健班
- ・産-農林 産業振興課農林班
- ・産-水商 産業振興課水産商工班
- ・税-税務 税務会計課税務班
- ・地-土木 地域整備課土木班
- ・地-水道 地域整備課上下水道班
- ・未-未来 未来づくり推進課未来づくり推進班
- ・未-移観 未来づくり推進課移住定住観光班
- ・教-学校 教育委員会事務局学校教育班
- ・教-生涯 教育委員会事務局生涯学習班

主要事業と関連のある上位計画  
◇……野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略  
◆……野田村国土強靱化地域計画

# 基本目標 1 産業振興による地域活力の増進をめざして

## 第1節 目標指標

基本目標1の目標指標を次のとおりとする。

指標	目標	指標の推移
1-1 農業の振興 ① 1戸当たりの耕地面積	8,300 m <sup>2</sup>	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p>
1-2 林業の振興 ② 経営計画策定森林面積 ※R2からの累計	2,466 ha	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p>
1-3 水産業の振興 ③ 養殖品目の単価上昇率 ※野田村漁協が持つ養殖品目（ホタテガイ・ワカメ）の漁獲高を漁獲量で割った単価でR2を100とする。	107.0%	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p>
1-4 商工業の振興 ④ 新規創業者数 ※野田村商工会会員の新規入会者数・地域チャレンジ補助金の対象者数 ※R2からの累計	55人	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p>
1-5 観光の振興 ⑤ 観光客入込数 ※道の駅のだばあぶるの観光客入込数	22万人	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p>
1-6 雇用対策の充実 ⑥ 久慈管内就職率 ※管内新規高卒者の久慈管内の就職率	65.0%	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p>

## 第2節 主要事業計画一覧

### 基本施策1 農業の振興

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管関連
1-1-(1)-1	新規就農者支援対策事業	新規就農者に対する就農奨励金の支給・家賃助成及び研修受入農家に対する支援費の支給等を行う。	産-農林 ◇◆
1-1-(1)-2	農業経営基盤強化資金利子補給事業	資金借入れに対する利子補給を行う。	産-農林 ◇◆
1-1-(1)-3	肉豚経営安定交付金制度補助金	市場価格と基準価格との差額の補填を行う。	産-農林 ◇

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
1-1-(1)-4	農業近代化資金利子補給事業	農業近代化資金に係る利子補給を行う。	産-農林 ◇
1-1-(1)-5	久慈地方ほうれんそう価格安定対策事業	補填基準単価と精算単価の差額の補填を行う。	産-農林 ◇
1-1-(1)-6	経営所得安定対策等推進事業	野田村農業再生協議会へ補助する。	産-農林 ◇
1-1-(1)-7	多面的機能支払交付金事業	農地保全活動団体へ活動経費を交付する。	産-農林 ◆
1-1-(2)-8	地域農業計画実践支援事業	地域計画実践支援のため、農業者の施設又は機械導入に対し、岩手県と本村で補助する。	産-農林
1-1-(2)-9	園芸作物等生産拡大支援事業	園芸作物等の生産拡大支援のため、農業者の種苗費及び生産資材等の導入に対し補助する。	産-農林
1-1-(2)-10	野田牧野農業協同組合補助事業	野田牧野農業協同組合へ補助する。	産-農林
1-1-(2)-11	中山間地域等直接支払交付金事業	中山間地域等における農業生産条件の不利を補正する。	産-農林 ◆
1-1-(2)-12	鳥獣被害対策事業	鳥獣被害対策実施隊及び新規狩猟免許取得者に対し補助する。	産-農林
1-1-(2)-13	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業	根井和野平地区畑地かんがい施設の機能保全と長寿命化のため、県営事業に対して負担金を支出する。	産-農林 ◆

## 基本施策2 林業の振興

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
1-2-(1)-1	村有林経営管理事業	交流物産等複合施設に隣接する村有林の有効活用に向けた事業を実施する。	産-水商 ◆
1-2-(1)-2	村産材を利用した地域コミュニティ向上事業	公共広場等に村産材を利用した木製備品を整備する。	産-水商
1-2-(2)-3	しいたけ種駒購入補助事業	種駒購入費を補助する。	産-水商
1-2-(3)-4	森林づくり支援事業	森林の多面的機能を発揮させるための森林整備を実施する林業経営体等に補助金を交付する。	産-水商 ◆
1-2-(3)-5	森林病虫害等駆除業務委託事業	森林病虫害等の被害を受けたナラの木を伐倒くん蒸又は立木くん蒸により処理する。	産-水商
1-2-(3)-6	鳥獣被害対策事業 ※再掲	鳥獣被害対策実施隊及び新規狩猟免許取得者に対し補助する。	産-水商

## 基本施策3 水産業の振興

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
1-3-(1)-1	(仮称) 水産物生産流通支援事業	環境変化に対応するために漁協・漁業団体等が実施する調査・研究・試験繁殖等に要する経費、水産物の生産拡大・安定経営のため漁業者等が購入する資機材購入等経費、貝毒検査に要する経費等を補助する。	産-水商 ◇◆
1-3-(1)-2	漁村再生交付金事業	漁港内の静穏度の向上、浚渫(しゅんせつ)による泊地・航路の確保、越波対策等を実施する。	地-土木 ◆

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
1-3-(1)-3	漁港施設機能強化事業	越波による港内の静穏度対策等を実施する。	地-土木 ◆
1-3-(1)-4	水産物供給基盤機能保全事業	漁港施設の機能保全計画に基づく適正管理を実施する。	地-土木 ◇◆
1-3-(1)-5	広域漁港整備事業負担金	岩手県管理漁港及び漁場整備に係る負担金を支出する。	地-土木
1-3-(2)-6	荒海団補助事業	荒海団が行う水産物のブランディング活動、取引先との連携事業、地元学生等への愛着醸成活動及び水産振興イベントに対し補助する。	産-水商 ◇
1-3-(3)-7	新規就漁者支援対策事業	新規就漁者の確保・育成支援を行う。	産-水商 ◇

#### 基本施策4 商工業の振興

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
1-4-(1)-1	商工会補助事業（経営改善普及事業）	野田村商工会運営費に対し補助する。	産-水商 ◇
1-4-(1)-2	中小企業振興資金利子補給事業	制度利用者へ利子補給を行う。	産-水商 ◇
1-4-(1)-3	中小企業融資保証料補給事業	制度利用者へ保証料補給を行う。	産-水商 ◇
1-4-(1)-4	住宅・店舗リフォーム奨励事業	村内施工業者によるリフォーム工事に対し奨励金を交付する。	産-水商
1-4-(2)-5	商工会補助事業（賑わい創出事業）	野田村商工会が実施するイベント等に対し補助する。	産-水商 ◇
1-4-(2)-6	地域新事業チャレンジ応援補助金	村内の新たな起業・新分野への進出に対し補助する。	産-水商 ◇
1-4-(4)-7	企業立地補助事業	村内に工場又は事業所を新設、増設する企業に対し補助する。	産-水商 ◇
1-4-(4)-8	広域連携雇用促進補助事業	久慈広域市町村に工場・事業所を新設又は増設する企業に対し補助する。	産-水商 ◇

#### 基本施策5 観光の振興

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
1-5-(1)-1	交流物産等複合施設指定管理事業	交流物産等複合施設の指定管理を委託する。	産-農林 ◇
1-5-(1)-2	交流物産等複合施設効果促進事業	交流物産等複合施設の有効活用に向け、施設と県道間の未舗装エリアの芝張りなどを実施する。	産-農林 ◇
1-5-(1)-3	NODAまんぷくマルシェ開催事業	NODAまんぷくマルシェ実行委員会に対し補助する。	産-農林
1-5-(1)-4	アジア民族造形館休憩施設等管理運営事業	施設の適切な維持のため、アジア民族造形館休憩施設等の管理委託を行う。	未-移観 ◇
1-5-(1)-5	観光協会補助事業	受入れ体制の強化やイベント等の活性化のため、観光協会に補助する。	未-移観 ◇
1-5-(1)-6	玉川野営場管理委託事業	施設の適切な維持のため、玉川野営場の管理委託を行う。	未-移観 ◇
1-5-(1)-7	日形井地区さわやかトイレ管理委託事業	施設の適切な維持のため、日形井地区さわやかトイレ浄化槽管理委託を行う。	未-移観
1-5-(1)-8	トレイル振興会補助事業	トレイル振興会へ塩の道を歩こう会及び各トレイルイベント等の開催経費を補助する。	未-移観 ◇

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
1-5-(2)-9	情報発信事業	インターネットや各種広報媒体を活用した情報発信及び準村民等との交流深化を推進する。	未-移観 ◇
1-5-(3)-10	みちのく潮風トレイル普及事業	広域での観光促進のため、トレイル振興会と連携したイベントや広報活動等を行う。	未-移観 ◇
1-5-(3)-11	三陸ジオパーク推進事業	広域での観光促進のため、三陸ジオパークの広報・普及活動を推進する。	未-移観 ◇

#### 基本施策6 雇用対策の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
1-6-(1)-1	久慈地域キャリア教育実行委員会負担金	各種キャリア教育や若者の就職支援活動の運営に対する負担金を支出する。	産-水商 ◇

# 基本目標2 ふるさとを愛し、夢と希望をもって、未来をたくましく創造する人づくりをめざして

## 第1節 目標指標

基本目標2の目標指標を次のとおりとする。

指標	目標	指標の推移																									
2-1 学校教育の充実 ① 特別支援教育支援員の充足率 ※特別支援教育支援員数を実学級数で割ったもの。	100.0%	<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <td>参考R2</td> <td>当初R7</td> <td>中間R12</td> <td>最終R17</td> </tr> <tr> <th>割合</th> <td>66.7</td> <td>81.8</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </table>	年度	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	割合	66.7	81.8	100.0	100.0															
年度	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17																							
割合	66.7	81.8	100.0	100.0																							
2-2 生涯学習・生涯スポーツの振興 ② 体育・社会教育施設の利用者数 ※1 野球場 目標 10,000人 2 テニスコート 目標 8,100人 3 野田村体育館 目標 14,700人 4 生涯学習センター 目標 10,500人	合計 43,300人	<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>1 野球場</th> <th>2 テニスコート</th> <th>3 村体育館</th> <th>4 生涯学習センター</th> </tr> <tr> <td>参考R2</td> <td>4,079</td> <td>4,583</td> <td>12,532</td> <td>3,818</td> </tr> <tr> <td>当初R7</td> <td>10,000</td> <td>6,814</td> <td>13,000</td> <td>9,930</td> </tr> <tr> <td>中間R12</td> <td>10,400</td> <td>8,000</td> <td>14,600</td> <td>9,950</td> </tr> <tr> <td>最終R17</td> <td>10,500</td> <td>8,100</td> <td>14,700</td> <td>10,000</td> </tr> </table>	年度	1 野球場	2 テニスコート	3 村体育館	4 生涯学習センター	参考R2	4,079	4,583	12,532	3,818	当初R7	10,000	6,814	13,000	9,930	中間R12	10,400	8,000	14,600	9,950	最終R17	10,500	8,100	14,700	10,000
年度	1 野球場	2 テニスコート	3 村体育館	4 生涯学習センター																							
参考R2	4,079	4,583	12,532	3,818																							
当初R7	10,000	6,814	13,000	9,930																							
中間R12	10,400	8,000	14,600	9,950																							
最終R17	10,500	8,100	14,700	10,000																							
2-3 学びの環境づくり ③ 奨学金返還支援者数 ※奨学金返還支援事業の補助金交付者数	10人	<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <td>参考R2</td> <td>当初R7</td> <td>中間R12</td> <td>最終R17</td> </tr> <tr> <th>人数</th> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> </table>	年度	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	人数	5	6	8	10															
年度	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17																							
人数	5	6	8	10																							

## 第2節 主要事業計画一覧

### 基本施策1 学校教育の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管関連
2-1-(1)-1	野田中学校太陽プロジェクト事業	震災からの復興のため、「野田村の太陽になろう」をスローガンとして活動する中学校に対し、その活動費を補助する。	教-学校 ◇
2-1-(1)-2	学校給食供給事業	学校給食の安定した供給のため、野田村学校給食協会に運営費を補助する。	教-学校
2-1-(1)-3	通学バスの整備・更新事業	導入から相応の年月を経て老朽化し、故障が常態化してきた通学バス2台(ちどり、さざなみ号)の整備更新を検討する。	教-学校

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
2-1-(1)-4	田んぼ体験事業	小学生を対象に田んぼ体験を実施する。	産-農林
2-1-(2)-5	小中連携教育推進事業	児童・生徒の学力の向上及び健全な心身の育成のため、小中学校が連携して教育を実施する。	教-学校 ◇
2-1-(2)-6	国際理解事業	英語授業の推進のため、外国語指導助手の配置を行う。	教-学校
2-1-(2)-7	I C T環境整備事業	小中学校の教職員P C及び周辺機器等の賃貸借を行う。	教-学校 ◇
2-1-(4)-8	食育出前教室事業	本村の特産品を活用した食育を実施する。	教-学校 ◇
2-1-(5)-9	特別支援教育支援員配置事業	誰一人取り残すことない授業の実践のため、小中学校に対し、授業の補助(支援)を行うことを目的として支援員を配置する。	教-学校 ◇
2-1-(6)-10	スクールカウンセラー配置事業	岩手県と連携し、児童・生徒が安心して学校に通学出来るよう定期的にカウンセラーの巡回を実施する。	教-学校 ◇
2-1-(7)-11	野田村立学校教員視察研修事業	岩手県内外の先進校の視察を実施することで、小中連携教育の推進及び教員の授業力の向上を目的として実施する。	教-学校 ◇
2-1-(7)-12	指導主事市町村派遣負担金事業	岩手県教育委員会から野田村教育委員会への指導主事の派遣に係る人件費について負担金を支出する。	教-学校
2-1-(8)-13	岩手県統合型校務支援システム運用事業	小中学校で使用する統合型校務支援システムの運用に係る費用を負担する。	教-学校 ◇

## 基本施策2 生涯学習・生涯スポーツの振興

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
2-2-(1)-1	むらづくり推進事業	自主的な地域づくりを支援するため、野田村青年会が行う事業に要する経費に対し補助金を交付する。	教-生涯
2-2-(1)-2	野田村校外指導連絡会補助事業	青少年の健全育成、安全確保を図るため、野田村校外指導連絡会事業に要する経費に対し補助金を交付する。	教-生涯
2-2-(1)-3	図書等購入事業	図書館の蔵書の充実のため、新刊図書や閲覧用雑誌等の購入を行う。	教-生涯 ◇
2-2-(2)-4	芸術文化振興事業	本村の芸術文化活動の振興を図るため、芸術文化協会が主体となって実施する事業に要する経費に対して補助金を交付する。	教-生涯 ◇
2-2-(2)-5	埋蔵文化財発掘調査事業	周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内で行われる各種開発事業に伴う発掘調査を行う。	教-生涯 ◇
2-2-(3)-6	野田村体育協会補助事業	地域スポーツの振興を図るため、野田村体育協会の事業に要する経費に対して補助金を交付する。	教-生涯 ◇
2-2-(3)-7	野田村悠Y O Uスポーツ推進事業	小・中学生から高齢者までの各年代を対象に各種スポーツ事業や体験教室を開催することで、住民の自発性・主体性に基づくスポーツ活動や健康づくり、スポーツを通じた地域づくりに取り組む。	教-生涯 ◇

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
2-2-(3)-8	野田村スポーツ少年団活動費補助事業	子どもたちの健全育成、地域スポーツの振興を図るため、スポーツ少年団の活動費に要する経費に対して、補助金を交付する。	教-生涯 ◇
2-2-(3)-9	e - スポ広場 ※野田村悠Y O Uスポーツ推進事業内	住民の健康増進と地域交流の促進を目的として、若者からお年寄りまで幅広い世代を対象に、野田村体育館において週1回レクリエーション運動を行う。	教-生涯 ◇
2-2-(4)-10	総合運動公園管理業務委託事業	適切な維持管理と効率的な運営を図るとともに、安全で快適な利用環境を確保するため、野球場のグラウンド整備、芝管理、敷地内の環境整備等の業務を委託契約により行う。	教-生涯 ◇
2-2-(4)-11	村民プール管理業務委託事業	適切な維持管理と効率的な運営を図るとともに、安全で快適な利用環境を確保するため、プール及び施設周辺の清掃、水質管理等の業務を委託契約により行う。	教-生涯
2-2-(4)-12	体育館管理業務委託事業	適切な維持管理と効率的な運営を図るとともに、衛生的で快適な利用環境を確保するため、野田村体育館内の清掃業務を委託契約により行う。	教-生涯 ◇
2-2-(4)-13	総合運動公園機能充実事業	老朽化している施設について、利用者の利便性・快適性の向上、大規模大会の誘致を促進するため、照明のLED化、スコアボードなど、計画的な設備の改修を検討する。	教-生涯 ◇
2-2-(4)-14	体育館設備機能充実事業	利用者の安全で快適な利用環境を確保するため、ステージ照明のLED化や音響機器の更新、空調設備の設置など、計画的な設備の改修を検討する。	教-生涯 ◇
2-2-(4)-15	村民プール設備機能充実事業	利用者の安全で快適な利用環境を確保するため、当面は屋根の腐食に伴う補修など必要な施設及び設備の改修を行い、施設の安全性確保と機能維持を図る。 また、利用状況や老朽化の進行を踏まえ、将来的な施設の在り方について検討を進める。	教-生涯
2-2-(4)-16	総合センター管理業務委託事業	適切な維持管理と効率的な運営を図るとともに、安全で快適な利用環境を確保するため、総合センター内の清掃業務等を委託契約により行う。	教-生涯
2-2-(4)-17	生涯学習センター管理業務委託事業	適切な維持管理と効率的な運営を図るとともに、安全で快適な利用環境を確保するため、生涯学習センター内の清掃業務等を委託契約により行う。	教-生涯 ◇
2-2-(4)-18	アジア民族造形館施設運営管理事業（村文化資料館の充実）	アジア民族造形館は、本村の保管史料も活用するなど展示の工夫を行いながら、施設の適切な維持管理を図る。 また、将来的に、本村の歴史文化を伝承する施設として、旧野田小学校の活用も含め、総合的に資料館の在り方を検討していく。	教-生涯 ◇

### 基本施策3 学びの環境づくり

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
2-3-(1)-1	地域学校協働本部事業	地域住民等や学校関係者との連絡調整、活動の企画・調整を担う役割として小中学校へ地域学校協働活動推進員を配置し、多様な地域学校協働活動を実施するほか、子どもたちが多様な体験活動ができるよう、放課後子ども教室「のだキッズセンター」を実施する。	教-生涯
2-3-(2)-2	野田中学校改修事業	老朽化が進む野田中学校校舎及び体育館の改修工事を検討する。	教-学校 ◆
2-3-(2)-3	岩手県立久慈翔北高等学校 野田校舎振興会補助事業	入学者数確保に向け、通学定期券購入費用や下宿費用に対し、補助を行う。	未-未来
2-3-(3)-4	九戸地方育英会負担金事業	九戸地方育英会の運営に要する経費に対し、負担金を支出する。	教-学校
2-3-(3)-5	奨学金返還支援事業	本村に定住かつ就業している人に返還金の一部又は全額を補助する。	教-学校

# 基本目標3 誰もが安心して暮らせる社会福祉をめざして

## 第1節 目標指標

基本目標3の目標指標を次のとおりとする。

指標	目標	指標の推移								
3-1 地域福祉の充実 ① 地域福祉の事業数 ※主要事業計画の事業数	16 事業	<table border="1"> <tr><th>参考R2</th><th>当初R7</th><th>中間R12</th><th>最終R17</th></tr> <tr><td>8</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td></tr> </table>	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	8	14	15	16
参考R2	当初R7	中間R12	最終R17							
8	14	15	16							
3-2 子ども・子育て支援の充実 ② 子ども・子育て支援事業数 ※「野田村子ども・子育て支援事業計画」に定める事業数	9 事業	<table border="1"> <tr><th>参考R2</th><th>当初R7</th><th>中間R12</th><th>最終R17</th></tr> <tr><td>6</td><td>8</td><td>9</td><td>9</td></tr> </table>	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	6	8	9	9
参考R2	当初R7	中間R12	最終R17							
6	8	9	9							
3-3 高齢者福祉の充実 ③ 75歳以上の介護保険認定者割合 ※75歳以上の人口で割った割合	35.0%	<table border="1"> <tr><th>参考R2</th><th>当初R7</th><th>中間R12</th><th>最終R17</th></tr> <tr><td>34.4</td><td>34.0</td><td>35.0</td><td>35.0</td></tr> </table>	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	34.4	34.0	35.0	35.0
参考R2	当初R7	中間R12	最終R17							
34.4	34.0	35.0	35.0							
3-4 障がい者(児)福祉の充実 ④ 障害福祉サービス受給者数 ※障がい児を含む障害福祉サービスを利用した延べ人数	1,100 人	<table border="1"> <tr><th>参考R2</th><th>当初R7</th><th>中間R12</th><th>最終R17</th></tr> <tr><td>1,176</td><td>1,050</td><td>1,100</td><td>1,100</td></tr> </table>	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	1,176	1,050	1,100	1,100
参考R2	当初R7	中間R12	最終R17							
1,176	1,050	1,100	1,100							
3-5 社会保障の充実 ⑤ 国民健康保険税収納率 ※現年課税分	99.30%	<table border="1"> <tr><th>参考R2</th><th>当初R7</th><th>中間R12</th><th>最終R17</th></tr> <tr><td>98.12</td><td>98.30</td><td>99.21</td><td>99.30</td></tr> </table>	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	98.12	98.30	99.21	99.30
参考R2	当初R7	中間R12	最終R17							
98.12	98.30	99.21	99.30							
3-6 保健体制の推進 ⑥ 特定健康診査受診率	60.0%	<table border="1"> <tr><th>参考R2</th><th>当初R7</th><th>中間R12</th><th>最終R17</th></tr> <tr><td>37.7</td><td>41.4</td><td>50.0</td><td>60.0</td></tr> </table>	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	37.7	41.4	50.0	60.0
参考R2	当初R7	中間R12	最終R17							
37.7	41.4	50.0	60.0							

## 第2節 主要事業計画一覧

### 基本施策1 地域福祉の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管関連
3-1-(1)-1	野田村社会福祉協議会補助事業	地域福祉事業などの実施団体である野田村社会福祉協議会へ人件費などを補助する。	保-福祉 ◇
3-1-(1)-2	心配ごと相談所運営事業	生活上のさまざまな困りごとなどのため、心配ごと相談所の運営を委託する。	保-福祉 ◇
3-1-(1)-3	久慈地域成年後見センター運営委託事業	判断能力が不十分な人を支援するため、成年後見制度等に係るセンター運営を久慈管内市町村共同により委託する。	保-福祉

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-1-(2)-4	地域福祉事業	高齢者等の生活支援体制づくりのため、有償ボランティアの育成・マッチング、地区サロンの運営支援、通院支援バスの運行を委託する。	保-福祉 ◇
3-1-(2)-5	福祉有償運送事業	公共交通機関を利用することが困難な要介護者・障がい者等を対象に、通院、買い物等の日常生活に必要な目的地までの移動支援を行う。	保-福祉 ◇
3-1-(2)-6	高齢者等安否確認事業	高齢者のみ世帯等の見守りが必要な世帯を対象に、週1回の電話による安否確認や訪問による事業説明・利用勧奨をする。	保-福祉 ◇◆
3-1-(3)-7	高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業	要介護高齢者及び重度身体障がい者の自宅のバリアフリー改修費を補助する。	保-福祉 ◇
3-1-(3)-8	災害援護資金貸付事業	被災者の生活の立て直しに必要な災害援護資金の借入者に対し、貸付を行う。	保-福祉
3-1-(3)-9	災害援護資金利子補給事業	災害援護資金借入者に対し、償還金利子分を補助する。	保-福祉
3-1-(3)-10	生活困窮者冬季特別対策等事業	原油価格の高騰による冬期間の経済的負担を軽減するため、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、灯油購入費の一部を野田村共通商品券で助成する。	保-福祉
3-1-(3)-11	生活者支援対策事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者を支援するため全世帯に対し、野田村共通商品券を助成する。	保-福祉
3-1-(3)-12	物価高騰緊急支援事業	物価・賃金・生活総合対策として、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税である世帯と、その世帯内の18歳未満の児童1人につき一律の現金を給付する。	保-福祉
3-1-(3)-13	定額減税補足給付金事業	デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、定額減税にて税金がひききれないと見込まれる者に対し、不足分を現金にて給付する。	保-福祉
3-1-(3)-14	エアコン設置支援事業	低所得世帯を対象にエアコンの購入・設置費用を助成することで、物価高騰の影響を受ける生活者を支援する。	保-福祉

## 基本施策2 子ども・子育て支援の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-2-(1)-1	安心子育て環境づくり事業	保育料の完全無償化を実施する。	保-福祉 ◇
3-2-(1)-2	特別保育事業	延長保育・障がい児保育・世代間交流・乳児保育促進・地域子育て支援センター・病後児・一時預かり事業を社会福祉法人野田村保育会に委託を実施する。	保-福祉 ◇
3-2-(1)-3	保育所運営委託事業	子ども・子育て支援法に基づき、適切な利用調整を図り、施設型給付等を行う。	保-福祉 ◇
3-2-(1)-4	保育対策総合支援事業	多様な保育需要に対応するため、野田村保育会に対し、保育支援者や保育補助者への人件費を補助する。	保-福祉 ◇

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-2-(1)-5	旧玉川児童館解体事業	児童クラブの統合により供用を終了した旧玉川児童館を解体する。	保-福祉
3-2-(2)-6	放課後児童健全育成事業	児童への遊びや生活の場を与える放課後児童クラブの運営を社会福祉法人野田村社会福祉協議会に委託する。	保-福祉 ◇
3-2-(2)-7	在宅子育て応援手当事業	生後8週から満3歳までの在宅育児世帯に対し野田村共通商品券を交付する。	保-福祉 ◇
3-2-(2)-8	児童手当支給事業	家庭生活の安定と児童の健全育成を図るため、児童手当を支給する。	保-福祉 ◇
3-2-(3)-9	エンゼル祝金事業	子の誕生を祝福し、子育て支援も含むエンゼル祝金を支給する。	保-福祉 ◇
3-2-(3)-10	新生児誕生祝品支給事業	新生児の誕生を祝福するとともに、健全な育成に資するため、祝品を支給する。	保-福祉 ◇
3-2-(4)-11	母子寡婦福祉協会補助事業	助け合いや地域活動への参加などのため母子寡婦福祉協会へ補助する。	保-福祉 ◇

### 基本施策3 高齢者福祉の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-3-(1)-1	長寿祝い事業	長寿を祝う敬老会の実施及び米寿等歳祝い品の贈呈を行う。	保-福祉
3-3-(1)-2	老人クラブ育成事業	高齢者の生活を健全で豊かにするため、老人クラブ連合会及び各クラブへ補助する。	保-福祉 ◇
3-3-(1)-3	認知症カフェ運営事業	高齢者等の集いの場である認知症カフェの運営を委託する。	保-福祉 ◇
3-3-(1)-4	いきいき百歳体操普及事業	地域における百歳体操の実施を支援する。	保-福祉 ◇
3-3-(1)-5	生活支援コーディネーター事業	地域の生活支援を図るための生活支援コーディネーターを配置委託する。	保-福祉
3-3-(2)-6	老人保護措置事業	環境上・経済的理由により在宅での生活が困難な高齢者への養護老人ホーム等の入所措置を行う。	保-福祉
3-3-(2)-7	生活支援ハウス運営事業	独立して生活することに不安がある60歳以上のひとり暮らしを対象とした生活支援ハウスの管理・運営を委託する。	保-福祉
3-3-(2)-8	地域包括支援センター運営事業	高齢者やその家族から介護・福祉など生活全般を相談受付し、包括的に支援する地域包括支援センターを運営する。	保-福祉
3-3-(2)-9	一般介護予防事業	介護予防に関する普及啓発及び活動場所を提供する。	保-福祉
3-3-(2)-10	認知症初期集中支援推進事業	認知証が疑われる人やその家族に対して支援する認知症初期集中支援チームの運営及び専門医師を委託する。	保-福祉
3-3-(2)-11	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症地域支援推進員等の養成や普及・啓発活動を行う。	保-福祉
3-3-(2)-12	在宅福祉事業	紙おむつ券の支給及び見守り通報サービスの提供を行う。	保-福祉
3-3-(2)-13	在宅高齢者等食事サービス事業	在宅高齢者等に対し配食サービスを提供する。	保-福祉
3-3-(2)-14	高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事業	地域の健康課題の分析、後期高齢者の健康状態の把握、フレイル予防、健診・医療の受診勧奨などに取り組む。	保-福祉

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-3-(2)-15	高齢者補聴器購入助成事業	難聴で悩む高齢者に対し、補聴器購入費の一部を助成する。	保-福祉

#### 基本施策4 障がい者（児）福祉の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-4-(1)-1	地域生活支援事業	障がい者への日中活動事業へ補助するほか、相談支援及び日常生活用具を給付する。	保-福祉 ◇
3-4-(1)-2	障害者自立支援給付事業	障がい者の日常生活及び社会生活の支援のため、介護・訓練サービス及び補装具を給付する。	保-福祉 ◇
3-4-(1)-3	障害児通所給付事業	障がい児が発達支援を受けられるよう、通所サービス等を給付する。	保-福祉 ◇
3-4-(1)-4	障害者医療費助成事業	心身の障がいを除去・軽減するため、障害者医療費（更生医療・育成医療・療養介護）の一部を助成する。	保-福祉 ◇
3-4-(2)-5	身体障害者協議会補助事業	身体障がい者相互の親睦を図るため、野田村身体障害者協議会に補助する。	保-福祉 ◇
3-4-(2)-6	障がい者福祉タクシー助成事業	非課税世帯の重度障がい者に対し、タクシー助成券を交付する。	保-福祉 ◇

#### 基本施策5 社会保障の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-5-(1)-1	介護保険事業	介護保険制度の理解促進、周知、相談及び受付事務を行う。	保-福祉
3-5-(1)-2	久慈広域連合負担金（介護保険給付）	久慈広域連合が実施する介護保険給付に係る費用について、負担金を支出する。	保-福祉
3-5-(2)-3	国民健康保険事業	国民健康保険事業の適切な事業運営を行う。	住-住生
3-5-(2)-4	国民健康保険税賦課徴収業務	国民健康保険税の賦課徴収を行う。	税-税務
3-5-(3)-5	国民年金事業	窓口での相談対応の充実を図るとともに、国民年金への理解促進のため、各種制度の広報啓発を行う。	住-住生
3-5-(4)-6	医療費助成事業	適切な医療を確保し心身の健康を保持するため、受給対象者へ医療費の一部を給付する。	住-住生

#### 基本施策6 保健体制の推進

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-6-(1)-1	1歳6か月児及び3歳児健診事業	1歳6か月児及び3歳児の健診を行う。	保-保健 ◇
3-6-(1)-2	歯科検診事業	幼児歯科検診、妊婦歯科検診を行う。	保-保健 ◇
3-6-(1)-3	妊婦乳幼児健康診査事業	妊婦乳幼児の健康診査を行う。	保-保健 ◇
3-6-(1)-4	人間ドック補助事業	人間ドック利用料の補助を行う。	保-保健 ◇
3-6-(1)-5	各種検診事業	国保特定健診、結核、各種がん検診等を行う。	保-保健 ◇

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-6-(1)-6	健康増進事業	地区健康相談、訪問指導等を行い生活習慣病予防等の相談を行う。	保-保健 ◇
3-6-(1)-7	インフルエンザ予防接種事業	インフルエンザ予防接種(本村住民無料※高容量ワクチン除く)を行う。	保-保健 ◆
3-6-(1)-8	带状疱疹予防接種事業	带状疱疹予防接種一部助成を行う。	保-保健 ◆
3-6-(1)-9	新型コロナウイルスワクチン接種対策事業	新型コロナウイルスワクチン接種一部助成を行う。	保-保健 ◆
3-6-(1)-10	各種予防接種事業	定期接種、任意接種(高齢肺炎、成人麻しん・風しん)を行う。	保-保健 ◆
3-6-(1)-11	献血推進事業	献血推進協議会へ補助を行う。	保-保健
3-6-(1)-12	保健センター維持管理事業	保健センターの施設及び設備の維持管理を行う。	保-保健
3-6-(1)-13	産婦健康診査事業	産後2週間及び1か月前後の産婦健康診査に対し助成を行う。	保-保健 ◇
3-6-(1)-14	新生児聴覚検査事業	生後1週間から1か月までに行う新生児の聴覚検査に対する助成を行う。	保-保健 ◇
3-6-(1)-15	妊婦支援給付金事業	妊婦に対する支援を行う。	保-保健 ◇
3-6-(1)-16	妊産婦健康診査交通費助成事業	妊産婦への交通費助成を行う。	保-保健 ◇
3-6-(1)-17	子育て世代包括支援センター事業	母子の実情把握、相談・情報提供・助言、保健指導、関係機関との連絡調整など包括的な支援を行う。	保-保健 ◇
3-6-(2)-18	食生活改善推進事業	食生活改善推進員協議会に対して食生活改善普及事業を委託する。	保-保健
3-6-(2)-19	こころの健康相談センター事業	こころの健康相談事業を実施する。	保-保健
3-6-(2)-20	野田村精神障がい者家族会補助事業	野田村精神障がい者家族会へ補助を行う。	保-保健
3-6-(2)-21	地域自殺対策強化事業	相談先や予防の普及啓発、関係機関との連携、こころの健康づくり講演会・健診等を行う。	保-保健

## 基本施策 7 医療体制の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
3-7-(1)-1	医療機関バス運行事業	村内2か所の医療機関へのバス運行を行う。	保-保健
3-7-(1)-2	野田村診療所維持管理事業	野田村診療所の施設及び設備の維持管理を行う。	保-保健

# 基本目標 4 魅力ある生活基盤をめざして

## 第1節 目標指標

基本目標4の目標指標を次のとおりとする。

指標	目標	指標の推移										
4-3 住宅・住環境の整備 ① 村営住宅改修事業の実施戸数	9戸	<table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>数値</th><td>3</td><td>7</td><td>7</td><td>9</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	数値	3	7	7	9
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
数値	3	7	7	9								
4-3 住宅・住環境の整備 ② 定住促進事業の新規申請件数	5件	<table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>数値</th><td>6</td><td>8</td><td>5</td><td>5</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	数値	6	8	5	5
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
数値	6	8	5	5								
4-3 住宅・住環境の整備 ③ 特定空き家件数	0件	<table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>数値</th><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	数値	0	0	0	0
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
数値	0	0	0	0								
4-6 道路網・道路環境の整備 ④ 修繕橋梁数 ※R8～R17の期間に合計5橋を修繕(R9.10.12.14.16に1橋ずつを計画)	5橋	<table border="1"> <tr><th>時期</th><td>R2～7(実績)</td><td>R8～12</td><td>R13～17</td></tr> <tr><th>数値</th><td>3</td><td>3</td><td>2</td></tr> </table>	時期	R2～7(実績)	R8～12	R13～17	数値	3	3	2		
時期	R2～7(実績)	R8～12	R13～17									
数値	3	3	2									
4-7 地域情報化の充実 ⑤ 村公式LINE登録者数 ※令和7年1月開設	2,300 アカウント	<table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>数値</th><td>0</td><td>1,850</td><td>2,100</td><td>2,300</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	数値	0	1,850	2,100	2,300
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
数値	0	1,850	2,100	2,300								

## 第2節 主要事業計画一覧

### 基本施策1 適正な土地の利用と村土の保全

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管関連
4-1-(3)-1	統合型地図情報システムデータ更新事業	土地の適正利用のため、統合型地図情報システムの登記情報の更新及び航空写真情報の定期的更新を行う。	税-税務
4-1-(6)-2	治山事業負担金	岩手県施行治山事業に係る負担金を支出する。	産-水商 ◆

### 基本施策2 公共交通の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管関連
4-2-(1)-1	三陸鉄道支援事業	三陸鉄道の利用促進及び健全な運営に資するため、補助金及び負担金を支出する。	未-未来 ◇

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
4-2-(1)-2	三陸鉄道利用促進事業	三陸鉄道の利用促進及び地域経済の活性化を図るため、三陸鉄道を利用する生徒の通学に対し、奨励金を交付する。	未-未来 ◇
4-2-(2)-3	村営バス運行事業	村営バス利用者の利便性の向上を図るため、時刻表・運行ルートの見直しや停留所の新設・廃止を実施する。	未-未来 ◇

### 基本施策 3 住宅・住環境の整備

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
4-3-(1)-1	村営住宅改修事業	入居者に良質な住環境を提供するとともに、村営住宅の長寿命化を図るため、計画的に改修する。	住-住環
4-3-(2)-2	定住促進事業	本村への移住及び定住を図るため、住宅を新築・購入又は賃貸住宅へ居住する移住者等に対して補助する。	未-移観
4-3-(2)-3	空き家情報バンク事業	空き家及び宅地等の有効活用により、本村への移住促進や地域活性化を図る。	未-移観

### 基本施策 4 水資源の確保と水道の整備

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
4-4-(4)-1	簡易水道施設維持管理事業	簡易水道施設の維持管理を実施する。	地-水道 ◆
4-4-(4)-2	泉沢浄水場施設更新事業	泉沢浄水場のろ過池の改修及び既設構造物の解体工事を実施する。	地-水道
4-4-(4)-3	玉川浄水場施設更新事業	玉川浄水場の取水・送水ポンプの更新及びろ過池の改修工事を実施する。	地-水道
4-4-(4)-4	明内浄水場施設更新事業	明内浄水場のポンプ室改修工事、ポンプの更新及びろ過池の改修工事を実施する。	地-水道
4-4-(4)-5	水質検査事業	安全な水を供給するため、各浄水場の水質の法定検査を実施する。	地-水道

### 基本施策 5 下水道の整備

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
4-5-(2)-1	公共下水道施設整備事業	老朽化している野田浄化センターの施設・設備及びマンホールポンプについて、野田村下水道施設ストックマネジメント計画に基づき更新工事を実施する。	地-水道 ◆
4-5-(4)-2	雨水排水施設整備事業	北区地区の浸水対策として、第8排水区ポンプ施設の整備について再検討する。	地-水道 ◆
4-5-(5)-3	浄化槽設置整備事業	合併浄化槽の設置に対し補助を行う。	地-水道

### 基本施策 6 道路網・道路環境の整備

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
4-6-(4)-1	村道土内和野平線排水施設整備事業	地域要望に応えるため、水路式側溝を落蓋式側溝へ入れ替える工事を実施する。	地-土木 ◆

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
4-6-(4)-2	村道中平上明内線舗装修繕事業	村道路面性状調査の結果に基づき、ひび割れ率が高かった村道中平上明内線の舗装修繕工事を実施する。	地-土木 ◆
4-6-(4)-3	村道岩山線舗装修繕事業	村道路面性状調査の結果に基づき、ひび割れ率が高かった村道岩山線の舗装修繕工事を実施する。	地-土木 ◆
4-6-(4)-4	村道路面性状調査事業	村道路面性状調査によるひび割れ率を測定することで、今後の舗装修繕工事のリストアップを行う。	地-土木 ◆
4-6-(4)-5	村道舗装修繕等事業	村道路面性状調査の結果に基づき、ひび割れ率が高かった村道の舗装修繕工事を実施する。	地-土木 ◆
4-6-(4)-6	新規インターチェンジ設置に係る事業	地域要望に応えるため、玉川地区へ三陸沿岸道路新規インターチェンジを設置するための事業を行う。	地-土木
4-6-(4)-7	道路維持等業務	通行の安全を確保するため、村内全域の村道に対して、道路維持等業務を行う。	地-土木 ◆
4-6-(4)-8	道路除排雪業務	冬季の安全な道路交通を行うため、村内全域の村道に対して、除排雪業務委託を行う。	地-土木 ◆
4-6-(4)-9	道路台帳整備業務	改良等を行った村道に対して、道路台帳補正業務委託を行う。	地-土木
4-6-(4)-10	橋りょう定期点検事業	道路法に基づき、5年毎に点検が義務付けられているため、村内の道路橋定期点検業務委託を行う。	地-土木 ◆
4-6-(4)-11	橋りょう修繕事業	村内の道路橋定期点検業務委託の結果、判定Ⅲ及びⅣとなった橋梁の修繕業務委託及び修繕工事を行う。	地-土木 ◆
4-6-(4)-12	野田村内河川維持修繕（草刈）業務	村内の岩手県管理河川区域内について、河川管理上、環境衛生上、景観上、そして、河川利用上特に必要な範囲について、草刈等の河川維持修繕を行う。	地-土木

## 基本施策 7 地域情報化の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
4-7-(1)-1	地域情報通信施設維持管理事業	地域情報通信施設（光ファイバー等）の維持管理を行う。	未-未来 ◇
4-7-(1)-2	農村情報連絡施設（防災行政無線）維持管理事業	防災行政無線の維持管理を行うとともに、老朽化した機器の更新についての検討を行う。	未-未来 ◇◆

# 基本目標5 安全で安心できる住みよいむらをめざして

## 第1節 目標指標

基本目標5の目標指標を次のとおりとする。

指標	目標	指標の推移										
5-1 消防・救急体制の強化 ① 消防水利充足率	94.1%	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p> <table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>値</th><td>84.2</td><td>89.1</td><td>91.1</td><td>94.1</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	値	84.2	89.1	91.1	94.1
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
値	84.2	89.1	91.1	94.1								
5-2 防災体制の強化 ② 自主防災組織数	7団体	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p> <table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>値</th><td>6</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	値	6	5	6	7
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
値	6	5	6	7								
5-3 震災伝承の充実 ③ 震災学習受入れ件数 ※令和4年度事業開始	30件	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p> <table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>値</th><td>20</td><td>25</td><td>30</td><td></td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	値	20	25	30	
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
値	20	25	30									
5-4 自然環境の保全と活用 ④ トレイルカウンター ※みちのく潮風トレイル年間利用者数	1,500人	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p> <table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>値</th><td>1,226</td><td>1,000</td><td>1,250</td><td>1,500</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	値	1,226	1,000	1,250	1,500
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
値	1,226	1,000	1,250	1,500								
5-5 環境衛生の充実 ⑤ ごみ総排出量 ※R17……R7比15%削減 ※R2 ごみ総収集量1,271t	R7比 △15% (884t)	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p> <table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>値</th><td>1,271</td><td>1,041</td><td>962</td><td>884</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	値	1,271	1,041	962	884
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
値	1,271	1,041	962	884								
5-5 環境衛生の充実 ⑥ 資源化率 ※リサイクル率	15.0%	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p> <table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>値</th><td>12.8</td><td>15.0</td><td>15.0</td><td>15.0</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	値	12.8	15.0	15.0	15.0
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
値	12.8	15.0	15.0	15.0								
5-6 地域安全の推進 ⑦ 人身事故件数	0件	<p>参考R2 当初R7 中間R12 最終R17</p> <table border="1"> <tr><th>時期</th><td>参考R2</td><td>当初R7</td><td>中間R12</td><td>最終R17</td></tr> <tr><th>値</th><td>3</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	値	3	2	0	0
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
値	3	2	0	0								

## 第2節 主要事業計画一覧

### 基本施策1 消防・救急体制の強化

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
5-1-(2)-1	消防水利整備事業	火災時の消火活動を円滑に行うことができるよう、消防水利が不足している地区を中心に、防火水槽等の設置を行う。	総-庶務 ◆
5-1-(2)-2	消防団車両・施設等整備事業	円滑な防火・防災活動に資するため、消防団に配備している車両、施設、資機材等の計画的な整備を行う。	総-庶務 ◆
5-1-(2)-3	水槽付き消防ポンプ自動車整備事業	円滑な防火・防災活動に資するため、久慈広域連合久慈消防署野田分署に配備している水槽付き消防ポンプ自動車の更新を行う。	総-庶務 ◆
5-1-(2)-4	消防団活動費補助金交付事業	消防団活動の充実を図るため、消防団が行った警戒活動や予防活動に対し補助を行い、消防団活動のより一層の充実を図る。	総-庶務 ◆
5-1-(2)-5	久慈広域連合負担金（消防）	久慈広域連合が実施する消防関係施設や業務に係る費用について、負担金を支出する。	総-庶務

### 基本施策2 防災体制の強化

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
5-2-(1)-1	自主防災組織育成補助金交付事業	住民による地域の防災体制を強化するため、自主防災組織が地区の防災・減災のために購入する資機材等に対して補助を行う。	総-庶務 ◇◆
5-2-(1)-2	非常食等備蓄事業	災害時における避難者の生活を支援するため、食糧、飲料水等の計画的な備蓄を行う。	総-庶務 ◇◆
5-2-(1)-3	防災マップ作成事業	新たに浸水想定が公表された場合や、避難所等が変更になった際に、住民への周知啓発のため、ハザードマップの更新を行う。	総-庶務 ◇
5-2-(1)-4	農地海岸堤防水門等管理事業	農地海岸堤防水門等管理委託を行う。	産-農林 ◇◆
5-2-(1)-5	河川水門及び海岸堤防水門等管理業務	水門、陸閘（りっこう）、樋門、樋管及び排水施設の作動開閉操作及び維持管理を行う。	地-土木 ◇

### 基本施策3 震災伝承の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
5-3-(1)-1	東日本大震災追悼行事事業	東日本大震災の記憶と教訓を次世代に確実に伝えていくため、追悼行事を開催する。	総-庶務
5-3-(1)-2	震災伝承事業	震災の記録及び記憶を継承するため、震災伝承施設や専用ウェブサイトの管理及びガイドの育成に取り組む。	未-未来

#### 基本施策 4 自然環境の保全と活用

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
5-4-(1)-1	自然公園保護管理委託事業	豊かな自然環境を次世代へと継承するため、三陸復興国立公園（自然公園）の保護管理を実施する。	未-移観
5-4-(2)-2	十府ヶ浦公園等遊具保守点検業務	利用者が安全に遊具を利用できるよう、定期点検を行う。	地-土木
5-4-(2)-3	十府ヶ浦公園等管理事業	十府ヶ浦公園等は広大であることから、官民協働で維持管理を行う。	地-土木
5-4-(2)-4	緑地休養施設指定管理	緑地休養施設「アジアの広場」の管理を行う。	産-水商

#### 基本施策 5 環境衛生の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
5-5-(1)-1	衛生班連合会補助事業	野田村衛生班連合会に対し、組織の育成及び助長に努めるため、衛生活動を推進するための活動・運営費を補助する。	住-住環
5-5-(1)-2	久慈広域連合負担金（し尿処理）	久慈広域連合が実施する、し尿処理施設管理運営に係る費用について、負担金を支出する。	住-住環
5-5-(1)-3	久慈広域連合負担金（火葬）	久慈広域連合が実施する、火葬場施設管理運営に係る費用について、負担金を支出する。	住-住環
5-5-(1)-4	久慈広域連合負担金（ごみ処理）	久慈広域連合が実施する、じん芥処理施設管理運営に係る費用について、負担金を支出する。	住-住環
5-5-(2)-5	産業廃棄物適正処理推進業務	排出者責任の原則に立ち、事業者に対し適切な処理を促す。	住-住環
5-5-(3)-6	不法投棄防止啓発業務	不法投棄を防止するため、関係機関と連携し、パトロールなどの啓発活動に取り組む。	住-住環
5-5-(4)-7	リサイクル資源集団回収奨励事業	ごみの減量化と資源のリサイクルを推進するため、地区等でリサイクル資源の集団回収を行った団体に対し、奨励金を交付する。	住-住環
5-5-(5)-8	公害防止対策業務	公害の未然防止のため、関係機関と連携した調査・パトロール、発生源となる事業所に対する指導などに取り組む。	住-住環
5-5-(5)-9	粗大ごみ収集運搬事業	住民の利便性向上のため、9月と3月に粗大ごみの収集運搬業務を委託契約により行う。	住-住環
5-5-(6)-10	住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業	二酸化炭素排出量実質ゼロへの取り組みとして、住宅用の再生可能エネルギーを導入する一般家庭に対し、野田村共通商品券による助成を行う。	未-未来 ◆

#### 基本施策 6 地域安全の推進

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
5-6-(1)-1	交通安全対策事業	村ぐるみによる交通安全意識の高揚を図るため、各種交通安全運動を行うほか、野田村地域安全協議会（交通安全対策部会）へ補助を行う。	住-住生

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
5-6-(3)-2	交通災害共済	交通事故被害者救済対策として交通災害共済の加入を推進する。	住-住生
5-6-(4)-3	防犯対策事業	住民の交通安全意識の高揚を図るため、広報啓発活動や野田村地域安全協議会（防犯部会）へ補助を行う。	住-住生
5-6-(5)-4	防犯灯設置事業	夜間の犯罪防止と通行の安全を確保するため、町内会等の防犯灯設置に対し補助を行う。	住-住生
5-6-(6)-5	消費者保護対策事業	消費者の安全と利益を守るため、久慈広域消費生活センターを共同運営するほか、消費者教育、広報啓発を行う。	住-住生

# 基本目標6 住民と行政の連携による持続可能なむらをめざして

## 第1節 目標指標

基本目標6の目標指標を次のとおりとする。

指標	目標	指標の推移										
6-3 健全な財政運営 ① 一般村税の収納率 ※一般村税は、個人村民税、固定資産税、軽自動車税（種別割） ※現年課税分	99.40%	<table border="1"> <tr><th>時期</th><th>参考R2</th><th>当初R7</th><th>中間R12</th><th>最終R17</th></tr> <tr><td>収納率</td><td>99.48</td><td>99.30</td><td>99.35</td><td>99.40</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	収納率	99.48	99.30	99.35	99.40
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
収納率	99.48	99.30	99.35	99.40								
6-3 健全な財政運営 ② ふるさと納税寄附件数	2,000件	<table border="1"> <tr><th>時期</th><th>参考R2</th><th>当初R7</th><th>中間R12</th><th>最終R17</th></tr> <tr><td>寄附件数</td><td>450</td><td>700</td><td>1,500</td><td>2,000</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	寄附件数	450	700	1,500	2,000
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
寄附件数	450	700	1,500	2,000								
6-3 健全な財政運営 ③ 経常収支比率 ※財政構造の弾力性を示し、90%以上は硬直化しているといえる。	89.0%	<table border="1"> <tr><th>時期</th><th>参考R2</th><th>当初R7</th><th>中間R12</th><th>最終R17</th></tr> <tr><td>経常収支比率</td><td>87.4</td><td>90.0</td><td>89.5</td><td>89.0</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	経常収支比率	87.4	90.0	89.5	89.0
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
経常収支比率	87.4	90.0	89.5	89.0								
6-6 交流活動の充実 ④ 心はいつものだ村民登録者数 ※「心のふるさと」として準村民登録している人数（年度末累計）	1,900人	<table border="1"> <tr><th>時期</th><th>参考R2</th><th>当初R7</th><th>中間R12</th><th>最終R17</th></tr> <tr><td>登録者数</td><td>1,115</td><td>1,380</td><td>1,650</td><td>1,900</td></tr> </table>	時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17	登録者数	1,115	1,380	1,650	1,900
時期	参考R2	当初R7	中間R12	最終R17								
登録者数	1,115	1,380	1,650	1,900								

## 第2節 主要事業計画一覧

### 基本施策1 住民参画の推進

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管関連
6-1-(1)-1	住民懇談会事業	活力あるむらづくりのための住民と村の対話機会を創出する。	総-庶務
6-1-(1)-2	21世紀むらづくり委員会事業	広く住民の意見を施策に反映させるため、21世紀むらづくり委員会を開催する。	総-庶務
6-1-(2)-3	男女共同参画推進事業	男女共同参画社会実現への意識醸成を図るとともに、推進体制の充実のため、野田村男女共同参画推進協議会に補助する。	住-住生
6-1-(3)-4	広報のだ発行事業	住民等へ行政情報を発信するため、広報紙やカレンダーを定期的に発行する。	未-未来
6-1-(3)-5	文書配布事業	広報やカレンダーのほか、村からのお知らせやイベント情報等を行政連絡員を通じて住民へ配布する。	総-庶務
6-1-(3)-6	村公式ウェブサイト保守管理事業	適時適切な情報発信を行うため、ウェブサイト管理業務を委託契約により行う。	未-未来

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
6-1-(5)-7	むらづくり推進事業費補助事業	コミュニティ活動の推進を図るため、地域の自主的な地域づくりに対し、補助する。	未-未来
6-1-(5)-8	コミュニティ助成事業	地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るため、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備を補助する。	未-未来
6-1-(5)-9	野田村地域づくり交付金交付事業	地域コミュニティの活性化を図るため、各自治会等の活動経費に対し、交付金を交付する。	未-未来

## 基本施策 2 行政サービスの充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
6-2-(3)-1	職員研修事業	職員の資質及び能力向上のための研修機会を創出する。	総-庶務 ◇◆
6-2-(4)-2	事務機器・ソフトウェア整備事業	効率的な事務事業を実施していくため、事務機器やソフトウェアの導入、更新及び保守管理事業を行う。	総-庶務 ◇

## 基本施策 3 健全な財政運営

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
6-3-(1)-1	滞納整理業務	村税滞納者に対して、納税相談の対応や差押処分等を実施し、村税の滞納解消に取り組む。	税-税務
6-3-(1)-2	がんばるのだ応援寄附金	納税者の拡大のため、各種媒体を活用した広報及び周知の推進、返礼品の充実に向けて検討する。	未-未来 ◇
6-3-(2)-3	「野田村公共施設等総合管理計画」等改定業務	公有財産の適正な管理運用のため、「野田村公共施設等総合管理計画」及び「野田村公共施設等個別施設計画」の改定を行う。	総-財政 ◆

## 基本施策 4 広域連携の推進

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
6-4-(1)-1	北奥羽開発促進協議会負担金	北奥羽地域の各自治体及び広域での課題解決のため、北奥羽開発促進協議会が実施する要望活動等に必要となる費用の一部を負担する。	未-未来 ◇

## 基本施策 5 地方創生の推進

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
6-5-(1)-1	野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略事業	誰もが安心して暮らし続けられ、一人ひとりが幸せを実感できる野田村を目指すため、野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略事業に掲げた地方創生や人口減少対策に係る各種事業を推進する。	未-未来 ◇

## 基本施策6 交流活動の充実

整理番号	事業・業務名	事業・業務概要	所管 関連
6-6-(1)-1	交流・関係人口創造事業	準村民制度登録者との交流事業、震災学習及び大学のフィールドワーク受入れなど、交流の活性化や深化を図る。	未-移観 ◇
6-6-(1)-2	OOS協定交流事業	東日本大震災の支援等を契機とした大学等との交流の充実を図るため、各種交流事業を実施する。	未-未来 ◇
6-6-(1)-3	友好町村交流事業	友好町村間の相互交流の深化を図るため、両自治体職員の相互訪問等や民間団体を含めた交流の活性化など、事業の充実を図る。	未-未来 ◇
6-6-(1)-4	移住交流体験活動推進事業	移住交流体験施設を活用し、本村での短期滞在体験や交流活動の推進を図る。	未-移観 ◇
6-6-(2)-5	野田はまなす会事業	本村出身者等で構成する野田はまなす会の運営を行う。	未-未来 ◇
6-6-(2)-6	心はいつものだ村民事業	本村への愛着と共に「心のふるさと」として応援してくださる方を「心はいつものだ村民」として登録し、各種の広報活動や交流活動を実施する。	未-移観 ◇

